

1 議 事 日 程（第2日）

（令和8年第1回有田川町議会定例会）

令和8年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（13名）

1 番 神 山 裕 介

2 番 井 本 芳 秀

3 番 佐 曾 永 和

5 番 栗 山 昌 之

6 番 椿 原 竜 二

7 番 中 島 詳 裕

8 番 谷 畑 進

9 番 林 宣 男

10番 岡 省 吾

11番 森 谷 信 哉

12番 堀 江 眞智子

13番 増 谷 憲

14番 殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

4 番 濃 添 勇 作

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2 番 井 本 芳 秀

13番 増 谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 小 澤 俊 彦

福祉保健部長 井 本 英 克

総務政策部長 中 屋 正 也

消 防 長 岩 井 伸 幸

産業振興部長 南 長 寿

建設環境部長 森 本 博 貴

総 務 課 長 原 秀 文

財 務 課 長 青 石 元 希

企画調整課長 寺 杣 真 英

教 育 長 片 嶋 博

教 育 部 長 中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 山 縣 和 弘

書 記 細 野 鶴 子

令和 8 年第 1 回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	1. 今後の有田川町について、どのような構想を描いているのか
2	谷畑 進	1. 有田川町の農業について 2. 鏡石トンネル開通に伴う地域活性化は
3	椿原竜二	1. 選挙の投票率について 2. 今後のまちづくりについて 3. スポーツ振興について 4. 保育の充実について
4	神山裕介	1. 発達に支援が必要な子どもへの切れ目のない支援体制について 2. 世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持と担い手確保について
5	堀江眞智子	1. 不登校などによる長期に休んでいる児童生徒の健康診断について 2. 御霊小学校の教室増設について
6	佐曾永和	1. 清水消防署の建て替え時期、移転先の候補又、清水署の人員増員の配置について
7	栗山昌之	1. 令和 8 年度から実施されるこども誰でも通園制度の町単独での追加保育の考えは 2. ユーチューブで町内外に拡散している 2018 年 9 月の災害に係る国庫補助金の支払いの顛末について
8	増谷 憲	1. 町長の政治姿勢について 2. 図書館等の施設について 3. 風力発電事業について

8 議事の経過

開議 9 時 30 分

○議長（岡 省吾）

おはようございます。

4 番、濃添勇作君から、欠席の届出がありましたので報告いたします。

ただいまの出席議員は 13 人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか 11 人であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（岡 省吾）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、8名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可いたします。

……………通告順1番 14番（殿井 堯）……………

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は、一問一答形式であります。

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

改めておはようございます。ただいま議長から質問の許可をいただきました、14番、殿井でございます。

質問に入る前に、せんだっての選挙によって選ばれて、また登壇させていただくことになりました。また、嫌なやつが来たなと思わんとお聞きいただきたいと思います。

前町長の中山氏が、去年の6月の議会で出馬表明を促したわけなんですけども、そのときは出馬しますという方向に進んだんですけども、体調が優れないために途中で、ちょっと殿井、これは無理やろというような格好になって出馬を辞退されました。

また、続いて経緯結果を受けまして、坂頭副町長が立候補されまして、この議会に町長として登壇していただきました。また、町長にもいろいろと御足労をかけますけども、今日はその町長に対しての質問をさせていただきたいと思います。

合併して20年、平成18年1月1日、世界遺産である高野山を源流に、有田市まで流れている有田川があります。旧清水町、そして旧金屋町、旧吉備町、この3町が合併して有田川町になって20年。我々一生懸命に20年間、中山町長と何とか有田川町を経済的にも余裕のある、また我々に対しての期待度も住民から寄せられて、応えられるように頑張ってまいりました。その結果、有田川町を180億円というような予算を組むような、全国でもトップレベルの町にのし上げていただきました。また、中山町長には、その点、敬意を表する気持ちでいっぱいでございます。

また、今日の質問に対して、その中山町長がやむなく自身の体の都合で辞退されて、坂頭町長が誕生いたしました。その中山町長の意を酌んで、坂頭町長に今後どのような経緯結果、中山町長の思いを引き継いでこの有田川町を守り立てていただける模様、今後の構想をお聞きしたいと思います。

そして、また坂頭町長の構想にどれだけ登壇している部課長が応援して、この有田川町を盛り上げていっていただくかという格好の質問になると思いますが、これに対して御答弁をいただきたいと思います。簡単でございますが、新町長の答弁をお聞きして、それから再質問をいたしたいと思います。

また、それに対しての部課長がどういように新町長を守り立てていくかを御答弁
いただきたいと思います、ひとつ御答弁のほどよろしく願いいたします。

壇上の質問はこれにて終わらせていただきますが、再質問をさせていただきたいと
思います。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

皆さん、おはようございます。

今回もまた8名の議員が御登壇されるということで、私を含め教育長、部長、課長、
併せて丁寧にお答えをしたいと思いますので、どうぞ皆さん、よろしくお願いいたし
ます。

殿井議員の質問にお答えをさせていただきます。

今後の有田川町について、どのような構想を描いているのかでございしますが、本町
は合併して20年目の節目を迎えました。今日まで旧3町が均衡ある発展を遂げるた
め、長期総合計画を軸とし、各施策については、まち・ひと・しごと創生総合戦略を
基にまちづくりを実施してまいりました。

有田川町が目指すまちづくりの将来像として設定した「～川が結び、川が育む、森
とまち～人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を基本理念とした、誰も
が安心、安全で、住んでよかった、長く住み続けたいと思える、そんな夢のあるまち
づくりを継承してまいりたいと思います。

有田川町は、豊かな自然、歴史と文化、そして人と人のつながりというかけがえの
ない財源を有しております。一方で、人口減少や少子高齢化、地域産業の担い手不足、
防災・減災への備えなど、私たちは多くの課題にも直面しており、こうした課題に真
正面から向き合い、全ての世代が有田川町に住んでよかったと心から思えるために、
次の4点を町政運営の柱として取り組んでまいります。

1点目は、次代へつなぐ「住んで楽しい」まちづくりと安心の生活基盤の構築です。
「住民主体のまちづくり」を通じて、「ずっと住み続けたい、笑顔があふれるまち」
を目指し、子育て支援・福祉の充実、環境・教育・防災対策など、住民の皆様ととも
に進めてまいります。

2点目は、地域資源を磨き上げる「有田川ブランド」の確立と経済活性化です。有
田川町が持つ豊かな地域資源を活かし、活力ある経済と持続可能な雇用を創出いたし
ます。基幹産業であるミカン及びブドウ山椒に引き続き、林業振興も進めてまいりま
す。また、観光振興面では、コスモスパーク、生石高原やあらぎ島などの自然資源に
加え、温泉やグランピング施設などを生かし、国内外からの関係人口増加に努めると
ともに、移住定住を推進してまいります。

3点目は、世代を超えて支え合う「共助の輪」の創造と福祉の充実です。世代間交

流の取組として、地域みんなで楽しめる夏祭りなどの開催支援や、高齢者の方々が不便なく生活できるための支援の継続・充実、また地域との連携を強化し、介護福祉士などの専門人材の確保と育成を積極的に支援し、人材育成にも努めてまいりたいと思います。

4点目は、職員の情熱を活かす「組織再編成」とリーダーシップです。住民目線で迅速に動ける役場組織を実現してまいりたいと思います。また、住民の皆様からのアイデアや意見が反映されやすい、住民と協働できる仕組みを構築してまいります。

これからも、誰もが安心安全で、住んでよかった、長く住み続けたいと思える、そんな夢のあるまちづくりを推進していかなければならないものと決意をいたしているところでございます。

なお、執行部各位にということで問われている中で、教育の部分について教育長に答弁をさせたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

殿井議員の御質問にお答えします。

有田川町では、可能性を伸ばし町を豊かにする教育・学習の推進を基本目標に掲げ、これまで主に2つの柱に沿って取り組んでまいりました。

まず第1に、未来を担う子供たち一人一人が自らの可能性を伸ばし、社会や世界で活躍できる力の基礎となる生きる力を育むことができるよう、子育てしやすい環境づくりと教育・保育の充実に取り組んでまいりました。

第2に、多様な学習や文化、スポーツ活動への参加と、それらを通じた豊かな人間関係の形成により、生涯にわたり生き生きとした暮らしを送ることができるよう、学習・スポーツ環境の整備を進めてまいりました。教育委員会といたしましては、今後関係部局との連携を一層強化しながら、町長とともにこれらの取組を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

大変力強い御答弁をいただきましてありがとうございます。また、教育長も力強い御答弁をいただきました。

再質問に移らせていただきます。

一番有田川町がモットーとしている安心・安全で暮らせる町という点から、防災面で少し切り込ませていただきたいと思います。

大変有田川町にとっては、大きな今、東北辺りで起きている津波とかそういう観点

の心配は要らないんで、ただ一番怖いのは、現在いつ起こるか分からない東南海・南海地震、これが勃発したときにこの防災というのは大変貴重な観点に問題点があると思います。それによって一番僕が問いたいのは、そういうときにおこったときに、どのように現状を把握するか、これが一番だと思います。

まして過疎化、清水・金屋の山奥辺りの過疎化地帯に起こったときに、津波の心配は要らないと思いますが、山崩れによって遮断されてしまう、地上からはどうしてもその状況を把握できない、この１点で防災面に対して地震が起こった場合に、どのように、どこがどういふようになって、どういふような対策が欲しいかという点が一番問題になってくると思います。こういう現状の把握を今、町としたらどのように計画して、どのようにその把握をするのか御答弁願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

殿井議員のおっしゃる状況把握につきましては、地域防災計画にもうたわれておりますドローンの活用というのがあります。被災状況の迅速な把握や孤立地域の確認、そして行方不明の捜索などにおいて有効な手段の一つであると認識しております。そのため、災害の情報収集の手段としてドローンの活用について国とか県、また民間事業などとの連携など模索しながら、必要な体制や運用方法について研究しているところでございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

１４番、殿井堯君。

○１４番（殿井 堯）

今、総務政策部長のほうから御答弁をいただきました、地上でそういう山崩れが起こった場合には、道路が寸断されます。地上から行けなくなったら、今御答弁にありましたドローンですね。これが一番重要な課題になります。というのは、道路が寸断されれば地上は無理、だから空から行かなくてはならないというのは、ヘリコプターみたいな大きなものを動かすというのは大変なことになります。やっぱり小回りの利くドローン、再三再度、何回も質問させていただきました。

この間も総務文教福祉常任委員会で消防署のほうをお尋ねして、そういう点はどうですかという質問をさせていただきました。ところがですよ、ここ一、二年前にそういう質問を何回もさせてもろうてるのに、今、ドローンは有田川町に何機あって、何人のスタッフがそのドローンを扱うて、そういう災害のときにどういふ計画を持って調査できますかって言うたら、今現在消防署に１機、総務に１機、全くその質問した

内容からそういう観点の拡大した調べ方ができないような状態で今も続いていると。

結局、一、二年前と全く変わらない、そういう今の格好でこれまず全体の通告になってますんで、消防長からお伺いしたいんですけども、そういう対策自体がまだいっことも慎重に上へ何機も増えて、訓練も何機もしてますよというような状態で返事が返ってくるのかなと思ったら、今、3人か4人でプロジェクトを組んで訓練してますよって、全く前の答弁といささか変わりがない。そういう格好ではちょっといかがなもんかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

殿井議員のおっしゃるとおり、現在、ドローンは1機であります。以前には清水庁舎に1機ありましたが、昨年、機器の故障により現在動いておりませんので1機のみです。

ドローンの操縦飛行士の2級免許を、今年度3名育成させていただきました。その資格については、目視外飛行が可能となっております。以前でしたら、この国家ライセンスがなかったので目視外飛行というのは不可能でしたけども、殿井議員のおっしゃるとおり、山の向こうの飛行が可能となりますので、そのような調整に今取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

ちょっと甘いですよ。仮に今現在、そういう大きな地震を受けた場合には、必ず山崩れが起きて、まず清水、金屋の山の頂上辺りとか山崩れが起きますね。それと今、本体のある旧吉備町の役場から総務関係が何するときに、把握するのに清水へどういう影響ですか、どういうように具体的に なっていますかと問い合わせ、けが人が出てますよ、薬関係は全く今途絶えてますよというときに、即座に飛ばせるのがドローンなんですよ。そういうまずけが人の状態を把握して、まず清水の奥の消防関係へキャッチボールしながらボールを放ってあげられるのがドローンなんです。だから早急に2年ほど前にそういう訓練をして徐々にしておかんと、いつ起こるか分かりませんよというてる状態が、今現在説明したら総務に1機、消防署に1機。

というのは、旧吉備町の消防本部には1機あります。総務に1機あります。こういう解釈ですね。だから今度、仮に向こうからボールをこっちへ要求してくる場合には、往復かけやんと、その欲しい品物、重要な何においてすぐ使える品物を送れるのは総務に1機、消防署に1機しかないんです。向こうからの対応はどうなってるか、全く

対応できないんです。だから、そういう経緯結果をどうしても起こった場合には、必要性があるという格好で何回も僕が質問させてもろってるんです。その対応もまだなされてないというのは、いささか体制が遅れてるんじゃないかなと思います。

それと今度は総務課長、お伺いします。

これ今の状況で仮に、部長は待機して、現状で指揮を執るのは課長クラスの人になると思いますけども、仮に何々が欲しいという格好で急いでいるときに、総務としたらどういう対策をもってそれに応えて、どういう状況でどういうように把握するか御答弁願えますか。

○議長（岡 省吾）

総務課長、原秀文君。

○総務課長（原 秀文）

殿井議員の質問にお答えいたしたいと思います。

総務といたしましては、現地対策本部、清水行政局に災害が発生した場合は、置くということになります。もちろん、今のドローンの配備状況については、吉備のほうに結局2機あるということになってございます。

そのような中で、情報の収集とかというのは吉備から清水へ行くにはもちろん時間がかかると、このようになりますので、またドローンの清水地区への配備につきましても、県の補助金とかも活用しながら整備のほうを早急に進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

踏み込みます。今、総務で1機、総務の1機のドローンを十分扱える人は部長、何人いますか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和7年度に国家資格を取った者が3名ございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

3名の職員さんがあったら、3機あれば清水、金屋、吉備というように飛ばして、同時に現状の把握ができるんですよ。3名あって1機しかないのに、1機を清水で飛

ばしたら、今度、金屋の把握はどないしますの。だから、そういう対策をしてこそ災害のときにいち早く手当をできるという格好なんですよ。今1機ですよ、総務は1機ですよ。それで仮に消防は1機ですよということは、多分対策に1か所しか応じられないんですよ。こっちから行くけど、向こうからも清水辺りの消防支所でもその1機があれば、向こうからの要請でこのドローンにどうしてくれということにて対応できるというような、そこらの横、縦、斜め、そういう配置で万全を期さないとなかなかこの防災では対応できないと思いますが、総括で今の意見を聞いて町長、いかがですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

御提言ありがとうございます。

言われるとおりに、各地域、役場としまして、消防といたしても、配備していくのが必要だと思っておりますし、さらに職員さんにもこの資格を追加で取得してもらえるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

だから、総務で3人が資格を持ってるんですから、こういう機会、それは高いドローンもあるし、そのときの対応できるドローンも格差があると思います。消防署も1機しかない、こういう対策をすぐ手当して、その対策に持っていくということは一番大事で、一番住みやすい町というようなキャッチフレーズがある、安心安全で住みやすい町というキャッチフレーズもあるんですから、早急にそういう手配をしていたきたいと。また、せんといかんのですよ。だから、もう何年も前からこういうことをしているんやから、対策は完全に万全な対策を取っていただきたいと、これはしっかりと町長に要望しておきますのでよろしくお願いします。

それと、これに関して教育委員会へ踏み込ませていただきます。

令和5年の線状降水帯のときに、そのときも僕、質問させていただきましたけど、線状降水帯でオーバーフローしてる側溝がかなり有田川町に多かったんです。一番激しいのは、御存じのとおり、どんどん広場があります。どんどん広場から坂を下りまして、エバグリーンがあります。これはVの字になってこういうような格好になって、高台であって低い場所なんです。そのときに、そういう側溝がオーバーフローしてる。それで学校で警報が出たもんですから、生徒を帰したと。ところが、その生徒が帰るときに、どんどん広場の坂を下りたら右へはすかいに農免道路、もう今は町道になってますけども、九鬼の自動車屋さんのところから農免、これが一番高台であって、

一番低い場所なんです。エバグリーンから見たらどんと落ち込んでます。ここが一番側溝からオーバーフローするんです。

そのときに、信号までは先生が送ってきていただいたと。それで、その子供さんが、そこで先生に送っていただいて帰らせて、農免へ行ってる子供さんが側溝と道がもう分からなくなってる。そこで、子供さんが足がすくんでもうて立ち往生して、どっちへ進んだらいいかというそういう環境のことで僕、前に一般質問をさせていただきました。そのときに、住民の人が、これは放っておいたら危ない、何とかしてあげなアカんと思って、その子供さんに、そこはもう行かんときな、1個上のエバグリーンのほうへ上がっていきな、ここのほうが高いということで、そういう処置を近所の人がしてくれましたんで、そのお子さんはエバグリーンのほうの県道へ行って、それから葬儀屋さんのあるところへ出て、無事にそこへ。そういう観点で僕は一般質問をさせていただきました。そういうことで先生がもう一段踏み込んで、そこを通ったらアカんで、ここ行きなというその配慮、そういうことから今現在、その時点から学校としてどのような対応をしているか。

また、線状降水帯で警報が出ましたら、どのように対策しているか。令和5年のときと今現在にどのような対策をいただいているか、お答え願えますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和5年6月2日に台風第2号の影響によりまして、線状降水帯が発生いたしまして大雨が起きました。この経験を踏まえまして、教育委員会では大雨や防風などが事前に予測される場合は、警報発令前であっても臨時休校という措置を取るように対応を見直しておるところでございます。

また、児童生徒が登校した後に警報が発令された場合は、まず今後の風雨の状況について情報収集を行いまして、通学路の状況を確認いたします。その上で、今後さらに雨量が増える恐れがある場合や、通学路が冠水するなどの危険が想定される場合におきましては、児童生徒を学校に待機させまして、保護者の方にお迎えをお願いさせていただいているところでございます。

なお、保護者の方が都合によりお迎えに来られない場合や、車での移動が道路の冠水などにより危険な場合には、児童生徒を学校で待機させまして、安全確保を最優先に行いたいと思っております。

一方で、雨が小雨である場合、また通学路の安全が確認できた場合は、緊急連絡システムというのが、現在、全保護者の方とシステムを共有しておりますので、警報に伴う下校時間を保護者の方へお知らせした上で集団下校を実施いたしておるところです。その際、教職員が校区内のポイントに立ち、児童生徒が安全に下校できるよう見

守っております。

さらに、気象情報の急変によりまして通学路が冠水する可能性もあることから、現在では学校で通常の通学路が使用できない場合を想定いたしまして、安全な別ルートで集団下校する訓練を定期的実施しているところでございます。今後も教育委員会といたしましては、関係部局と連携を図りながら情報収集を適格に行い、迅速な対応を図るとともに緊急連絡システムを活用し、保護者の方へ最新情報を発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

御答弁ありがとうございます。

そういう対策が必要なんです。今、危険なときには、もう必ず学校に置いていただく、解除になっても、後、側溝が降水でオーバーフローする、その面で生徒さんがどっちへ行っていていいやら分からん、判断に困る、そういう思いを子供にさせない。そういうときは万全に万全をとって学校に置いておくと。学校から帰らさない、そういう対策が一番必要なんです。だから、今現在その対策をできてんやったら、そういうときに子供さんに怖い思いをさせないように、そのときに、今御答弁願いました対策を取っていただいたら、子供さんもびくびくせんと、不愉快な思いをしてどうのこうのということのないように、今、対策を取っていただくということ、これはもう一番大事なことで、今後ともなおさら迷惑がかかる、負担がかかると思いますけれども、危険なときは必ずもう学校で親御さんが来るまで待つていただくと。

それと、僕の地元なんでよく道筋は存じてるですけども、農免とエバグリーンへ行く県道、バイパスがありますね。これともう一個、左側に学校の端から徳伝寺へ行く3本の道があります。僕らが小さい時分に、この徳伝寺を通して学校へ行きました。というのは、一番高台なんです。だから今、通学道路で一番ようさん通っている農免が一番高い場所でありながら低いという格好のことでありますんで、そこらの点をこの道へ誘導すると、この道は今まで通ってないけど危ないんでこっちへ行ってください、そこらの配慮も今、答弁で出されているということをお聞きしました。その点、十分注視して今後ともひとつよろしくお聞きしたいと思います。

それともう一個、防災についてハザードマップというのは、有田川町で発信してますね。この前のときもちょっと言わせてもうたけども、私の地元ではということで申し訳ないんですけど、小学校の子供と防災についての訓練をいたしました。そのときに、ハザードマップを一応説明して、何をしてやってたんですけども、避難場所は御霊小学校になります。ということは、御霊小学校で何ぞ事が起きたときに、御霊小学校って低い場所です。高い場所から低い場所へ避難する、これハザードマップ的に避

難する場所を低い場所にしてたら、高い場所へいてるほうが安全なんですね。避難場所が低い場所で、それを低い場所へ誘導するということは、一番危険な低い場所へ誘導してしまうという理屈になってます。

また、これ御霊小学校が避難場所、またきび体育館も避難場所になってますね。これ垣倉、丹生図、あの辺りから避難するのに、また低い場所へ避難しに行くんですよ。こういうとこということは、それやったら現状避難せんと、高い場所で待機してるほうがいいんじゃないかという判断になりますけども、このハザードマップを発行するのは総務のほうですかね。この点、部長いかがですか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害時において、避難経路であったり、そういう危険と判断される場合には、無理に避難所へ向かうのではなくて、自宅で上の階へ上がるとか、近隣の安全な場所へ緊急的に退避するなど、いわゆる垂直避難とか近隣避難という選択肢もして自主的な判断をお願いしたいと思います。

それで、町民の皆様には平常時から区や自主防災組織と連携して、地域の危険場所の確認や複数の避難経路を把握していただいて、状況に応じて適切な避難行動が取れるように、日頃から訓練をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

部長、それは言葉上で言うてる言葉なんです。行動的にどうしたらそういうときに、自分のところの家で待機してください、そこが一番安全な場所で、避難場所へ行く道中危険な場所がありますよと知らせてあげなかったら、皆ハザードマップってそういう傾向で流れてしまったら、結局、前の津波のときにバスが危険なほうへ危険なほうへ行って、それが津波に遭って亡くなられたという経緯結果もありますんで、言葉上じゃなしに、実質的にその行動を示していただかんと、言葉的にはそれはできる、そういうようにしましようというように言うてるけど、行動的にはそれはなってないんです。そういう面の厳しさ、そういう面の具体的に行動するということは一番大事なことで、そういう点でもう一つ考え直して、そういう行動的な誘導対策というのをやっていただければなと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

行動的ということは、個別に防災無線でその地域が危ないさけとかというのはなかなか難しいんですが、町全体として避難するときは避難というような防災無線で放送などをさせていただきますが、その各家庭、家ごとに状況が違いますので、そこは自主的に判断をしていただいて、日頃から区なり自主防災と連携をしていただいて、自主的に判断していただきたいということになりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

そうなんです。その自主防災というのがあるんです。だから、平生から子供さん、各区の人方に、自主防災というのが一番近くの人が寄るところなんです。だから、その判断的な自主防災でそれを平生から訓練をしていただいている区、全く防災的なことの訓練をしていただいてない区、これは区ごとにそういう一番身近な人に行動をすぐできるような区に平生から訓練をしていただきたいというような格好で、役場からも各区に、まず各区へ自主防災の組織って皆、区が持ってます。それを実行できるかできやんかという格好で、平生から訓練していただきたいなと思います。まず、かなり踏み込みましたんで時間も5分ですか、ないのでまた次の何へ移らんとという格好になります。

それと教育で、あっち飛びこっち飛び申し訳ないんですけど、森の保育所に防音シート、これありますね。その防音シートはやっぱり必要なんです。子供さんは元気ありますんで、それはもう住民の人に辛抱していただかんなんことも多々あると思います。そやけど防音シートってこの7月に装置してやり替えたということも聞いてますんですけども、もうシートですんで、継ぎ目が風に吹かれて、もうこんなに隙間が空いて防音効果がありませんという格好になってますんで、だからこの間、老人会の寄り合いでそういうことを聞いて要望を受けたのは、その防音シートは必要です。これを取り除くことはできません。ただできませんけども、その防音シートをそのままにして、保育所ですからその外へ塀をこしらえて、漫画を絵を描いたり、ここは保育所ですよという景観的に優しい塀的なことを、お金がかかりますけど子供のことですから、そういう点で要望を僕も受けてるんですけど、その点はいかがですか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

殿井議員の再質問にお答えいたします。

現在、きび森のこども園では、地元区からの要望を受けまして、近隣の皆様への騒音に配慮するため防音シートを設置させていただいています。この防音シートにつき

ましては、老朽化しておりましたので、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、令和7年7月に新しいものと交換しております。交換に当たりまして、防音壁の設置ということも検討いたしました。防音壁にいたしますと園庭に熱が籠り、園児の健康面に害が生じるということもございますので、取り外しが可能な防音シートを現在設置させていただいております。

なお、景観につきまして御意見があるということでございましたら、今後、地元区やきび森のこども園とも協議を重ねまして、費用面、また景観面、そして立地条件などを総合的に判断いたしまして、今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

ひとつよろしく願いしておきます。

防災関係で主になってましたが、今後、経済関係で公共事業関係とかそういう面の切り込みをしたいと思っておりますけれども、これ同僚議員からも2名、金屋の議員が明恵グラウンド、明恵ふるさと館、間に町道があります。明恵ふるさと館においては、ほん駐車場のスペースが少ないということで、前町長に食い下がって質問させていただきました。その前に同僚議員2人も質問させていただきました。

この件で町長、よし任しとけよとは言わへんけど、よっしゃ分かったと、これに対してもう何しましょう、力入れましようという格好で御答弁いただいて、その後、全くなしのつぶて、一向に進みませんね、もう何年かたってるのに。この点に対して産業振興部長、これ産業振興部長に町長がもうやっちゃってくれ、何とか早急にしてやってくれという格好の通達は出てると思うんです。その点まだなしのつぶてなんですが、その点いかがですか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

明恵ふるさと館の周辺につきましては、農地で耕作中でございます。駐車場を拡大するに当たりまして、適地の選定というところでバス会社、旅行会社、どこにつくったらお客さんが止まっていいただけるかというところで選定のほうをさせていただきしました。

本年度、予算のほうを確保しまして測量等に入る予定でございましたけれども、最終的には地権者から承諾が得られなかったということで実現には至っておりません。今回、実現には至ってないんですけれども、町長のほうからも、今後、明恵ふるさと館を活用した地域活性化につきまして、再検討するよう指示を受けているところでござい

ます。このことから、町内関係部署、地域の皆さんとも十分に連携を図りながら、さらに地域の振興となるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

14番、殿井堯君。

○14番（殿井 堯）

今、御答弁いただきました。もう時間も来ましたんで、その点またよろしく願います。

また、町長にもそういう点を御配慮いただきまして、たつての前の町長の希望なんで、常時進めていっていただければと思います。答弁は結構です。

それと最後になりましたけど、合併特例債というのはもうほとんど使うてしめて、大きな事業をするのにこれからが大変です。この前、鏡石トンネルが開通しました。そのとき通り始めで、僕、議員みんなと一緒に行かせてもらいました。そのときに、二階さんから一言、「これトンネルは抜けたけど、あと橋架けやんなんな」という言葉を僕に言うていただきました。ということは、またこの後、同僚の議員が橋のことを質問すると思いますんで、そのくらい国の実力者が気にしてくれているということなんで、後の議員の答弁にも拍車がかかると思いますんで、その点よろしく願います。

議長、これで終わります。

○議長（岡 省吾）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 8番（谷畑 進）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、8番、谷畑進君の一般質問を許可いたします。

谷畑進君の質問は、一問一答形式であります。

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

議長の許可を得ましたので、久しぶりの登壇となります。一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

まず、坂頭町長には、町長当選おめでとうでございます。これからの有田川町のかじ取りを担っていただく大変重要な位置に就かれました。心よりお祝いと期待の念を表します。そこで、本日は2項目の質問について新町長にお伺いします。

まず最初は、有田川町の農業についてです。

町長のお住まいも窓、玄関を開ければ、見渡す限りのミカン畑が広がっていると思います。町の基幹産業は農業であると私は認識するところではありますが、近年は後継者不足から耕作放棄地が増え、農業は危機状態にあります。それでいてもまだまだ活

気のある農家の人々、そんな有田川町の農業に対する町長の考えを次の要旨に沿って質問させていただきます。

まず、有田みかん等農業振興の進め方はどのようにされるのでしょうか。

また、世界農業遺産、有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムで認定されましたが、これをどのように産地振興に結びつけていくのでしょうか。

また、ブドウ山椒等農業振興はどのように図るのでしょうか。

続きまして、念願でありました鏡石トンネル開通に伴う地域活性化はという項目です。

今年年明け、1月18日に開通した県道18号鏡石トンネルですが、世間では大層期待していたと思いましたが、あの18日午後3時開通と同時に、行列・渋滞が約2時間ぐらいでしょうか、海南から糸野の信号まで、上り下りともに突っ張ってしまうという事態になりました。世の中の期待度を目の当たりにした次第です。

現在も土日は信号2回待ちや、平日も脇道から出るときに、ひとしきり待たなければならないとか、期待を上回るほどの交通量です。予想はしていましたが、有田川町発展のため、金屋地区の振興につながるように行政としても何か仕掛けていかなければならないと思いますが、町の考えをお伺いします。

個人ではそれぞれあると思いますが、まず地域販売所「糸野集遊村」、また「上六川物産販売所あじさい」等への応援方法は町としてあるのでしょうか。

次に、明恵ふるさと館周辺整備の考えはどうでしょうか。

そして、糸野・徳田間の橋への町長の思いはどうですか。

それと、旧道18号と国道480号の整備状況はどうでしょうか。

私の1回目の質問は以上です。どうかよろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

それでは、谷畑議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の有田川町の農業についてでございますが、本町は有田みかん、ブドウ山椒などのかんきつ栽培を中心とした農業が基幹産業ですが、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者不足などに加え、最近では資材単価の高騰や気候変動等による生産リスクの高まりなど新たな課題が出てきており、耕作放棄地が拡大するという大きな壁に直面しています。この壁を乗り越え、次世代が誇りを持って継ぎたいと思える農業を築くために全力で取り組んでまいります。

昨年、有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムが、世界農業遺産に認定されました。特に石積み階段園に象徴される先人たちの歴史と技術の結晶が世界に認められたことは大きな喜びであり、これ以上の好機はありません。この認定を単なる名誉に留めず、世界に誇る景観を守りながら、2市3町、県、JA等で組織する推進協議

会を中心にさらなるブランド力の向上、そして高付加価値化へとつなげていくとともに、消費者に選ばれ続ける有田みかんの地位を守り続けていきたいと考えます。

また、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な生産体制の整備のためには、個々の農家の努力だけでは限界もあるかと思います。そこで、JAなどの共同出荷組織との連携を一層密にし、産地の維持に直結するような事業に対し町としても支援を検討してまいります。これにより農家の皆様の負担軽減と高品質な農作物の安定供給体制を守っていききたいと考えます。効率的な流通体制と品質管理を確立することで、農家所得の向上と産地としての競争力強化をバックアップしてまいります。

次に、ブドウ山椒の振興についてでございますが、本町にはもう一つの宝、ブドウ山椒がございます。日本一の生産量を誇るこの特産品は、今や国内のみならず海外からも高い注目を集めています。生産基盤の強化はもちろん、加工・販売戦略においても関係機関と一体となって振興に努め、有田みかんに並ぶ本町農業の柱として大切に育ててまいります。

町新体制の下、伝統を守る「守り」の姿勢と将来を見据えた「攻め」の姿勢を両立させ、一步一步着実に施策を前へ進めてまいりたいと考えます。

2点目の鏡石トンネル開通に伴う地域活性化についてでございますが、地元販売所への応援方法については、鏡石トンネルの開通により県道18号の交通量は顕著に増加している状況であり、本町としても交通環境の改善による一定の効果が現れているものと認識しております。こうした交通の流れを地域振興につなげていくことが重要であり、金屋地区においては、地域資源や交流拠点を生かした誘客の取組が必要であると考えております。

御指摘の地域販売所である「糸野集遊村」や「上六川販売所あじさい」につきましては、地域住民の皆さんによります農産物販売や交流の拠点として、地域活性化において重要な役割を担っているものと認識しております。

今後につきましては、観光協会等を通じた地域資源の情報発信を強化するとともに、周辺観光資源や観光ルートと結びつけた誘客の仕組みづくりを進めることで、地域販売所への来訪促進につなげてまいりたいと考えております。

また、明恵ふるさと館の周辺整備につきましては、金屋地域の玄関口に位置する重要な拠点であると認識しており、地域資源の魅力を広く発信する拠点としての機能強化を図るとともに、周辺施設との連携も視野に入れながら、今後の効果的な活用の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。今後におきましても、交通環境の変化を地域活性化の契機として捉え、観光協会や地域団体等との連携を図りながら、金屋地域のさらなる振興に取り組んでまいります。

次に、糸野・徳田間の橋への思いについてでございますが、先日1月18日に長年の悲願でありました県道海南金屋線の鏡石トンネルが開通いたしました。この場をお借りしまして一言、皆さん方に御礼を申し上げる次第であります。

県道海南金屋線は、海南市重根地区から有田川町金屋地区を南北に結ぶ道路の1つであり、国道42号のバイパス的な役割も果たし、地域経済の活性化に寄与する重要な道路であります。また、県内の道路網整備における川筋ネットワーク道路にも位置づけされております。

このたび鏡石トンネルが開通することにより、走行時間が短縮され利便性が向上するとともに、安全な通行が確保されることになりました。また、防災の観点におきましても、救助・救援活動及び緊急物資の輸送など広域的な活動がより迅速かつ効率的に行われるようになります。これまで御尽力いただきました関係機関、工事関係者、地元住民の皆様方に改めて心より感謝を申し上げますとともに、本道路の全線開通に向け、引き続き整備を着実に進めていただけるよう今後も取り組んでまいります。

さて、御質問にありました糸野・徳田間の橋については、今現在、あくまでも要望段階の構想上の話でありますけれども、県道海南金屋線と国道480号の交差点を南進して、県道吉備金屋線との間を結ぶ有田川に架かる橋であります。この橋が実現すれば、通行量の多い県道吉備金屋線から迂回せずに海南方面に行き来することができ、走行時間の短縮など交通の利便性向上、地域の活性化など、これまでになかった新たな町の発展につながるものであると考えております。

また、令和3年には、地元の生石・徳田地域を中心に、糸野徳田バイパス建設推進協議会が設立され、毎年、有田振興局建設部長に要望活動を行っているところでございます。

思い返せば、鏡石トンネルという構想から実現まで40年、50年かかったと言われており、この糸野徳田バイパスも一朝一夕にはいかないかもしれませんが、今後とも町と地元、関係機関等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、旧道の整備についてでございますが、県道海南金屋線では、鏡石トンネルから町界までの旧道を、現在、町から修繕、整備箇所の要望に基づき、和歌山県が工事を行ってくれており、4月から5月にかけて工事が完成する予定となっております。その後、町で現場確認を行い、移管される予定となります。

その他の主な旧道の修繕や整備については、県が令和8年度に金屋橋の橋りょう長寿命化で補修することを考えております。また、修繕が必要な舗装につきましても打ち換え予定となっているところです。国道480号の川崎橋歩道橋につきましては、旧道整備工事と併せて今後も要望してまいります。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。私も久しぶりの登壇で、いささか上がっております。それに真摯にお答えいただきありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

まず最初に、農業について、継ぎたいと思える農業を全力で取り組んでくれるということですが、後継者不足とかいろいろ問題がある中で、今、4Hとか農業士とかの団体がかなり担い手として地域の田舎、自然を守っていくとか、地域に対してすごく重要だと思うんですけど、農業士会との連携をどのように考えているか伺います。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

谷畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

農業士は、優れた農業経営を実践するとともに、担い手の育成や地域農業の振興に取り組む農業者として和歌山県知事から認定された地域農業のリーダーであると認識をしております。本町といたしましても、担い手の確保や新規就農者の早期定着を進める上で、農業士の皆様との連携は大変重要であると考えており、今後も農業士会に対する継続的な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

その農業士会ですけど、会員がかなりコロナ禍から急激に減ってくるという、それに加えて後継者も少ないということで4H、農業士ともにメンバーが少ない。それで、知事認定でありますんで、それは役場としてどうこうというのはないと思うんですけど、また今後、会員の推薦や地域の推薦によって役場へ申し出てきたときには、ぜひ県へ要望してもらいたいと思うんですけどどうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

ただいま議員御指摘のとおり、農業士会、人数もかなり減ってきてございます。地域のリーダーとなっていただく中心的な農業者となっていただく方、大変重要と考えておりますので、しっかりとサポートしながら推薦のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと次に、農業遺産からどう地域に根づかせるかということですが、結局、石垣はいいぞ、いいぞと言うばかりやったら一個も農家はもうかることになりし、守りするのに大変やと思うんですけども、これをどうバックアップをやっていくかということについてどう思われますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

日本農業遺産から世界農業遺産ということで、もう一つ上の冠がついたといえますか、消費者から見ても世界農業遺産ということで選択の中でも高付加価値がついたと考えております。

今後、推進協議会がございます。その中でしっかりとブランド力の向上、そして高付加価値へとつなげていくように、しっかりと協議のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

いろいろ協議会へ言うてくれるということで、よろしくお願いします。

この農業問題について、今までいろんなブランド化に対して技術とか農家がいっぱい考えてやっているんですけど、糖センサーやの腐りセンサーやの大型機械の導入とかいうことをいろいろ考えてやっているんですけど、個選とかいろいろみんなあるんですけども、大きな団体、先ほどもありましたがJAと協力するというようなことを言うてくれました。また、JAもひょっとしたらですけども、今までにないような大規模な改修でブランド化を狙っているように聞きます。そんなJAとの協力関係は町長、どうでしょうかね。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

私も先ほど答弁させていただいた中にもあったんですが、高品質な農産物の安定的な供給体制を整備していくというのが必要だと思っております。これからも県とかJAとか関係機関の皆さん方と協議を図りながら、前向きに進めてまいりたいと思っております。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

もうこれから技術とかいろいろ大分確立されているんですけども、本当に日本の流通に特化したようなこれからの議題になってくると思うんで、その辺は町長、しっかり協議のほうをよろしく、前向いて進めていただきたいと思います。

続きまして、ブドウ山椒ですけど、令和８年度の事業内容はどのようになっていますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

令和８年度のブドウ山椒の事業につきましては、まずブドウ山椒プロモーション事業としまして、首都圏において新たな顧客確保に向けたＰＲ活動や、関係人口創出を目的としたイベントの実施を計画しております。

次に、日本一山椒の里プロジェクト事業におきましては、高石市商工フェスティバルへの参加などを通じ、山椒をはじめとする地域農産物の販売促進とＰＲに取り組んでおり、令和８年度におきましても引き続きブドウ山椒などの魅力発信に努めてまいります。

また、しみず山椒の里活性化協議会におきましては、町内の小中高等学校において、山椒に関する講義を実施し、山椒を身近に感じてもらうとともに、将来の担い手確保につながる取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

８番、谷畑進君。

○８番（谷畑 進）

これ新しい事業があったんかな。どちらも古い事業ですか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

新規事業としましては、ブドウ山椒プロモーション事業としてさせていただきます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

８番、谷畑進君。

○８番（谷畑 進）

この山椒の事業というのは、龍谷大学の前にやった事業があるでしょう。龍谷大学の生徒が来て、いろいろ料理したり、各方面へＰＲをやってくれたり、あれすごいよかった。あの時分から山椒の価値が上がったという、値段も上がったんです。たまた

まかも分かんけど、すごいあれは効果があったなと僕は感じてます。

それで、この次なる事業も、もう一回、龍谷大学のあの子らの事業はまだあるんですかね。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

事業につきましては、ゼミの一環で実施をしていただいております。教授のほうもいろいろ考えていてくれているんですけども、具体的には実施のほうという見込みは今のところはございません。

以上です。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

ないということですけど、そういったまたヒット事業が多分出てくると思うんで、いろいろと事業を考えてもらって、全国からいろんな案を考えてもらって進めていてほしいなと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

次は、鏡石トンネル開通のほうへ行きたいと思います。

まず、民間業者さん、いろいろあると思うんですけども、糸野まで来て三方へ分かれるんですけど、かなりの通行量です。それと通勤、通勤って皆さん言いますが、ユーチューブとかの投稿を見ていると、紀南向いて走るのにとってもいいですねという投稿をなされてます。それを物語っているのが、向こうから車も同じぐらいあるんです。向こうからの通勤もあるんかも分かんけども、大型トラックもあります。そういった中でほんまにありがたいなと思ってます。集遊村と上六川のあじさいとという事で、かなりあじさいなんかも売上げが伸びたと聞いております。

そういった中で、観光協会と連携するということで、PRをやってくれるというんやけど、どちらも観光協会へ入ってますかね。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

糸野集遊村につきましては、観光協会のほうに加入していただいております。上六川販売所あじさいについては未加入となっております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

私、それ聞いたら、また言うとかというのもあるんやけども、役場としても観光協会への道案内なり導きはやっていただけるんでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

上六川販売所あじさいのほうで、観光協会に入りたいということであれば、また相談等させていただきます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

これからいろいろと要望とかあると思うんですけど、そういったときにはまたその都度都度要望に応じていろんなことを考えていってもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

先ほども同僚議員が言われてました明恵ふるさと館も、海南から来て左へ曲がると明恵にぶち当たります。そういったあの辺を何とか開拓しようじゃないかという話を先ほどもされました。そういう話がありました。その点について、もう一度どのようにやっていくかお願いできますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたんですけども、駐車場の確保を今年度進めていたんですけども、地権者の承諾が得られなかったということで不成立に終わっております。今後、地域資源を生かした特色のある道の駅づくりということで、地域の皆さん、それと店の方であるとかそういったところの中で色を出しながら、明恵ふるさと館を核とした地域づくり、活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

その駐車場があるんですけど、明恵スポーツ公園とあの周辺みたいな感じで、もう大きく考えてほしいんです。開通して自衛隊の車が何か走るんです。よく対向します。あれは物資を運ぶとか、災害時に重要な道路として使えるかどうかを調べに来てるんやと思うんですけども、前々から明恵スポーツ公園へ自衛隊が来て滞在やってくれるということも聞いてます。そのことを考えたら。

それともう一つ、明恵スポーツ公園にどんぐり公園ってあります。あれ子供たちにすごい人気で、いろいろあれもまだ後へ後へと改装もしてほしいなという要望もあるんですけど、そういった子供と災害時とマッチングした大きな広場でありますんで、そこらも含めて明恵ふるさと館周辺ということで考えてほしいんですけど、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

御提言ありがとうございます。

どんぐり公園も本当に子供さんたちに人気でもありますし、グラウンドのほうもよく使っていただいているかと思います。

それと明恵ふるさと館も本当に繁盛してくれていて、狭いなとずっと思っていたんで駐車場を進めたかったんですけどもそんなことになったり、ワカヤマソウリュウの関連で化石発掘体験とかあって、お子さんたちにもその辺のところの人気にもなっているところでございます。

この地域でもありますので、その地域全体にとりまして町がよくなってまいりますように、その関係者の皆さんや地域の方々と協議をまた今後とも進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

執行部の皆さんも、これ観光だけじゃなしに、いろいろ連携してやってほしいなと思ひますんで、総務政策部長、その辺はお願いできますか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

町長おっしゃるように、町長と、そして関係各部と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

続いて、糸野・徳田間の橋ということで糸野徳田バイパス、私も去年、中山町長と促進協議会をつくれという命をいただいておりますが、自分がようせなんだやつを

ここで町長に言うのも何ですけども、町長のこの促進協議会をつくるという考えを町長にお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今あるその促進協議会、私もずっと出させてもらってましたので、御一緒に行かせてもらってたところでもあります。県道海南金屋線改修促進協議会は、海南市と有田川町の長・副長、両議会の議員、並びに関係する県会議員で構成されておりまして、平成18年に鏡石トンネルの実現を目標に設立され、長きにわたった要望活動を行ってまいりました。

そして、今年の1月には鏡石トンネルが開通いたしまして、当初の目的は果たしたものでございますけれども、有田川町といたしましては、今後、同会でも糸野徳田バイパスを要望の軸にしていきたいと考えております。その上で、海南市、和歌山県とも協議をしていかなければならない課題でもありまして、協議を行いながら結成に向けては検討してまいりたいと思っております。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

ありがとうございます。

促進協議会、今までも海南の市長が上手にやってくれていた。そこに橋ということで載せてはあるんですけども、今度、橋だけの促進協議会をせないかんのかなと思うんですけども、その辺の構想は町長どうでしょう。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今も担当レベル・海南市とも御相談させていただいているところでもありますし、またその協議会につきましては、関係首長とも御相談させていただきたいと思っております。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

振興局の部長は、開通して交通量を見てみやな分からのやさけって何度も言うんで、その辺交通量もまた見てもうて、いろいろ勘案してもらって、町長、ひとつその辺前向きによろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、旧道、トンネルの上と糸野の信号から金屋橋みたいな感じで、その現状というか、今どうやっているかを具体的にお願いできますか。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

谷畑議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、鏡石トンネルから町界までの間の旧道整備なんですけども、工事内容についてですが、道路側溝の修繕と防草目的のシールコンクリート張り、排水管の掃除等です。先ほど町長も答弁させてもらったんですけども、令和８年度に金屋橋の橋りょう長寿命化で補修予定となっていますのと、あと修繕が必要な舗装について打ち換え予定となっています。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

８番、谷畑進君。

○８番（谷畑 進）

トンネルの上、ゴルフ場近辺、あの辺また草刈りをえらいこと長距離せんなんようになると思うんですけども、道の脇を海南が大分舗装をやってるけども、あのよう到大分やってくれるようになってるんでしょうか。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えさせていただきます。

一応予定では、海南側みたいにシールコンクリートしてもらう予定になっておりまして、一度工事が完了した後に、また町で立会いをさせてもらって、不足の場所とかがあれば再度県に修繕してもらう予定となっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

８番、谷畑進君。

○８番（谷畑 進）

よろしくお願いします。

それと金屋橋の橋りょう工事ということですけど、あの橋は橋りょう工事補修やと思うんで、広さは変わるんですか、変わらないのですか、予定として。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

金屋橋については、広さは変わりません。

以上です。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

続いて、川崎橋周辺やけども、あの辺の歩道整備はこれからどのようにされるんでしょうか。

○議長（岡 省吾）

建設環境部長、森本博貴君。

○建設環境部長（森本博貴）

お答えさせていただきます。

再三県に川崎橋の歩道設置の要望は継続しております。町長も答弁させてもらったとおり、継続して今後も要望してまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

8 番、谷畑進君。

○8 番（谷畑 進）

川崎橋、小学生と対向するんです。あそこを通るときに、橋に臨みかかったら歩行者が待ってくれるんです。気の毒でしょうがないんで、あれほんまに何とか歩道を横へつけてもらえるよう要望のほどお願いしたいと思います。あれはどうにも狭いんで、何とかお願いしたいと思います。これはもう要望だけにとどめます、ちゃんとやってくれてるようすし。

最後に、いろいろ今含めて町長として鏡石トンネル開通に伴って、僕思うのは今言わせてもうたけども、町長の思いとして今後できる仕掛けというのが何かもしあればと思うんで、最後にひとつよろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

ありがとうございます。

鏡石トンネルほんまにできまして、皆さん喜んでいただいて、便利になったよってよく言っていただきまして、僕も何回か走らせてもらってるんですが、本当に多くの皆さん方が御利用いただいているのかなと思っています。

そこで、糸野のほうが重要な交通の要所となってきましたし、併せて424号もかなり改修も進めていただいています。あとちょうど有田川町のほうの面で言うたら、あと2か所、何とか広げてもらえれば、ここもあと数年だと思うんですがよくなってくると思うんです。ですから、ちょうどその424号とこの鏡石トンネルがちょうど届く金屋地域、これから発展を地域活性を図っていききたいなと思っております。グラウンドもそうですし、ふるさと館のところもそうですし、明恵峡温泉ももっともっと、今でもよく来ていただいているんですが、繁盛してもらえたらなと思います。

それから先日、ふるさと館から長谷川の方へ行ってクリーンセンターのところに長谷川の野球場がまたここも立派な球場にさせていただきました。こういうところも含めながら、皆さんに施設としてはよく御利用いただけるように、そして多くの皆さんに来ていただけるような仕組みをつくっていききたいなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

8番、谷畑進君。

○8番（谷畑 進）

いろいろな事業をそうやって考えてくれてるというのもうれしいです。今後ともどうかよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡 省吾）

以上で、谷畑進君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 11時02分

再開 11時15分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順3番 6番（椿原竜二）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、6番、椿原竜二君の一般質問を許可いたします。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式であります。

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

6番、椿原竜二でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、先般執行されました有田川町議会議員選挙におきまして、多くの町民の皆様から御支援をいただき、3期目の議席をお預かりすることとなりました。心より感謝を申し上げます。

また、これまでの活動に対し、前回は大きく上回る御支援をいただいたことは身に余る結果であり、これまでの実力や実績以上の評価をいただいたものと受け止めております。それは同時に、これからの対する大きな期待を託していただいたのだと感じております。大きな喜びであると同時に、それ以上に決して裏切ることのできない

大きな責任を感じております。この結果は、私の力ではなく、日頃からお支えいただいている地域の皆様、仲間、そして家族の支えがあってこそいただいたものであります。改めて、全ての皆様に深く感謝を申し上げます。

そして、またこのたび副議長という大きな役目もいただきました。岡議長と力を合わせ、議会の円滑な運営とともに町民の皆様の声を町政へしっかり届けていくという議員としての役割を、これまで以上に責任を持って果たしていきたいと考えております。

私が議会で初めて登壇させていただいてから8年、これまで一貫して現場の声を町政へという思いで活動続けてまいりました。地域にはまだまだ多くの課題があります。しかし、同時にこの町には大きな可能性もあります。これからの4年間も町民の皆様の暮らしの第一に、熱く真っすぐ町政に向き合っていく責任と覚悟を持って行動で応えていく決意でございます。

今回は、選挙の投票率について、今後のまちづくりについて、スポーツ振興について、保育の充実について、以上4点について質問をさせていただきます。それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、選挙の投票率についてお伺いいたします。

選挙は民主主義の根幹であり、町民の意思を町政に反映させる最も重要な制度であります。今回の町議会議員選挙の投票率は70.9%でありました。全国的に投票率が低下傾向にある中、本町において一定の投票率が維持されていることは評価できる点であると感じております。しかし、一方で投票率を年代別に見ていくと、世代によって大きな差があるのではないかと考えております。

そこでお伺いいたします。今回の町議会議員選挙の投票率は70.9%でありましたが、年代別で見た投票率はどのような状況であったのかお伺いいたします。

また、地域の声を聞く中で、投票に行きたい気持ちはあるが、高齢や体調の問題などで投票所まで行くことが難しいという声も耳にします。これは決して政治に関心がないのではなくて、行きたくても行けない現実であるのではないかと感じております。

そこで、併せてお伺いいたします。高齢等を理由に投票に行きたくもて行けないという声もある中で、町としてその実態をどのように把握し、投票機会の確保に向けてどのように考えているのか。町民の誰もがひとしく投票の機会を持てる環境を整えることは行政の重要な役割であると考えております。町としての現状の認識と今後の取組についてお聞かせください。

次に、今後のまちづくりについてお伺いいたします。

有田川町は合併から20年を迎え、これまで旧3町それぞれ地域性を大切にしながら、様々なまちづくりが進められてきました。その中で、中山前町長が進めてこられた町政運営や各種施策は、本町の基盤づくりに大きく寄与してきたものだと認識しております。

一方で、人口減少や少子高齢化、地域産業の担い手不足、防災対策など地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況の中で新たに町政を担われる坂頭町長が、これからの有田川町をどのような方向で進めていくのかは、町民の皆様にとっても大きな関心事であると感じております。

そこでお伺いいたします。中山前町長がこれまで進めてきた町政運営や各種施策を踏まえ、坂頭町長は今後のまちづくりをどのような考え方、方向性で進めていくのか。また、子育て支援、教育、地域づくりなど、これまで取り組んできた施策を今後どのように位置づけ、継続・発展させていく考えなのか。さらに事業の継続にとどまらず、将来を見据えたまちづくりとしてどのようなビジョンを描いているのか。町長の率直なお考えをお聞かせください。

次に、スポーツ振興についてお伺いいたします。

現在、本町では多くの子供たちが様々なスポーツに取り組んでいます。スポーツは体力づくりだけではなく、仲間との協力や努力することの大切さを学ぶ機会であり、子供たちの健全な成長にとって非常に大きな役割を果たしております。しかしながら、本町では夜間に子供がスポーツに取り組める環境が限られている現状があると感じております。学校が終わった後でももっと練習がしたい、夢に向かって努力を続けたい、そう願う子供たちは少なくありません。

そこでお伺いいたします。本町では夜間に子供がスポーツに取り組める環境が限られている現状、町はどのように認識をしているのか。また、学校終了後もスポーツに取り組みたい、夢に向かって練習を続けたいと願う子供たちを行政はどのように支え、今後のスポーツ環境整備をどのように進めていくのか、町としての考えをお聞かせください。

最後に、保育の充実についてお伺いいたします。

子育て世代が安心して子供を育てられる環境を整えることは、これからの町の未来を考える上でも非常に重要な取組であります。中山前町長は、これまで待機児童ゼロに向けて様々な取組を進めてこられました。

そこでお伺いいたします。中山前町長が掲げてきた待機児童ゼロに向けた取組、坂頭町長も同様の考えなのか。

また、最近では希望どおりの保育が受けられないといった声も聞かれるようになっております。さらに育児休業を取得した場合に、上の子供が退園となる育休退園制度についても、保護者の皆様から様々な御意見が寄せられております。

そこでお伺いいたします。希望どおりの保育が受けられないという声が増えている現状や、育休退園制度に対する坂頭町長の考え方、今後の制度の在り方をどのように考えているのか、子供たちの安心と保護者の負担軽減という観点から、町としてどのように考えているのかお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

それでは、椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の選挙の投票率についてでございますが、今回の町議会議員選挙の投票率は70.90%であり、その半分以上の40%が期日前投票での投票となっております。年代別では、年代が上がるにつれ投票率が高くなっており、期日前投票のみの集計ではありますが、10代、20代では約25%、30代で約30%、40代で約35%、50代で約45%、60代・70代は約50%、80代が約40%、90代が約20%、100歳以上で約8%となっております。

現在、有田川町では旧3町のそれぞれの地域性を考慮し、かつ有権者の利便性向上の観点から町内3か所で期日前投票所を設けるとともに、移動期日前投票所や1日期日前投票所を設置、また投票日当日には一部区間で投票所への送迎バスを運行しております。また、様々な理由で投票所へ行くことが困難な方には、不在者投票制度の利用を周知しているところです。今後も引き続き投票機会の確保に向けて取り組んでまいります。

2点目の今後まちづくりについてでございますが、本町は合併して今日まで、旧3町が均衡ある発展を遂げるため、長期総合計画を軸とし、各施策についてはまち・ひと・しごと創生総合戦略を基にまちづくりを実施してまいりました。有田川町が目指すまちづくりの将来像として設定した「～川が結び、川が育む、森とまち～人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」を基本理念とした、誰もが安心、安全で、住んでよかった、長く住み続けたいと思える、そんな夢のあるまちづくりを継承してまいります。

有田川町は、豊かな自然、歴史と文化、そして人と人とのつながりという、かけがえのない財産を有しております。一方で、人口減少や少子高齢化、地域産業の担い手不足、防災・減災への備えなど、私たちは多くの課題にも直面しており、こうした課題に真正面から向き合い、すべての世代が「有田川町に住んでよかった」と心から思えるために、次の4点を町政運営の柱として取り組んでまいります。

1点目は、次代へつなぐ「住んで楽しい」まちづくりと安心の生活基盤の構築。

2点目は、地域資源を磨き上げる「有田川ブランド」の確立と経済活性化。

3点目は、世代を超えて支え合う「共助の輪」の創造と福祉の充実。

4点目は、職員の情熱を活かす「組織再編成」と住民目線で迅速に動ける役場組織を構築してまいりたいと思います。

また、教育面の具体的な施策につきましては、教育長に答弁させますが、将来の担い手を育てる・地域への誇りを育む・人のつながりをつくるという意味で、持続的で効果の大きいまちづくりを担っていると考えます。今後も教育委員会と連携を強化し

ながら進めてまいります。これからも、誰もが安心、安全で、住んでよかった、長く住み続けたいと思える、そんな夢のあるまちづくりを推進していかなければならないと決意をしているところでございます。

3点目のスポーツ振興についてですが、本町におきましては、現在、子供たちが活動しているスポーツ団体は複数あり、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、柔道、剣道、空手道など、様々な競技に取り組んでおります。各団体の御理解と御協力の下、学校体育館や町内体育施設を御利用いただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、夜間に子供たちがスポーツに取り組める環境は十分とは言えない状況にあるものと認識しております。詳しくは教育長に答弁をさせたいと思います。

4点目の保育の充実についてでございますが、待機児童ゼロの実現は、子育て世代が安心して子育てを行うための重要な問題であり、保育を必要とする全ての家庭が安心して子供を預けられる環境を整えることは、行政の重要な責務であると認識しております。

一方で、本町においては保育ニーズの増加が見込まれる中、保育士の確保の難しさや年度途中の入園希望への対応、施設整備に係る財源確保などの課題もあり、待機児童ゼロを恒常的に維持していくことは容易ではございません。そのため、今後も引き続き保育士確保対策の強化や効率的な保育士配置、保育室の拡大の検討などを進め、この恒常的な待機児童ゼロの実現を進めてまいります。

次に、育休退園制度についてであります。保護者の育児休業取得時に上の子供が退園となることについては、子育て世帯の負担軽減や児童の精神面の安定の観点から、見直しを求める声があることは十分承知しているところでございます。しかしながら、保育士確保や年度途中の入園希望への対応など、待機児童対策との調整も必要であり、慎重な対応も求められているところでございます。今後につきましては、この件につきましても実現に向けて努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

椿原議員の御質問にお答えします。

教育委員会が担うまちづくりは、人づくりを基軸とした地域づくりであると考えております。

まず第1に、保育・教育の質の向上により、子育て世代に選ばれる町を実現することとあります。確かな学力の育成、生徒指導や不登校支援の充実、特別支援教育の推進など、全ての子供が安心して学べる環境を整備してまいります。

第２に、学校を地域の拠点として位置づけ、地域とともにある学校づくりを進めることとございます。また、地域人材の活用により学校と地域の結びつきを強化してまいります。

第３に、生涯学習の充実であります。公民館や図書施設を核とした学びの場の充実により、世代を超えた交流を促進し、地域課題の解決につながる学習機会を創出してまいります。さらに郷土学習やキャリア教育を通じて郷土への誇りと愛着を育み、将来、地域を支える人材の育成に努めてまいります。教育委員会といたしましては、教育を通じて人を育て、その人が地域を支えるという好循環を生み出すことが持続可能なまちづくりにつながるものと考えてございます。

次に、現在夜間利用が可能な施設は、体育館や金屋テニス公園、秋葉テニスコートなどに限られており、照明設備のないグラウンドにつきましては夜間利用が困難な状況でございます。なお、スポーツ基本法第１２条では、国及び地方公共団体は国民が身近にスポーツに親しむことができる環境の整備や、競技水準の向上を図るために必要な施策を講じるよう努めることとされております。教育委員会といたしましても、まずは現在ある施設の有効活用に努めているところでございます。

今後につきましては、施設の老朽化対策を含め計画的な修繕や機能向上について考えてまいります。また、夜間照明の整備につきましては、周辺住民の皆様への丁寧な説明と御理解を前提としながら、必要性や優先順位を整理し研究してまいります。子供たちが夢に向かって安心して練習を続けられる環境づくりに向け、関係団体とも連携を深めながら持続可能なスポーツ環境の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

６番、椿原竜二君。

○６番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございました。

まず、選挙の投票率についてというところから再質問をさせていただきます。

答弁いただきましたけれども、期日前投票所の設置や移動期日前投票所、送迎バスの運行で、投票機会確保に向けた取組というように答弁をいただきました。一方で地域の声を聞く中では、行きたい気持ちはあるけれども、高齢や体調の問題で投票所に行くのが難しい、そういった声というのは実際届いているんです。

こうした投票したいけれども行けないという方々の実態について、町としてどの程度把握されているのかなというところと、またそういった方々に対する投票機会の確保というのを、今後どのような取組が必要であると考えているのか、改めてお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、高齢化や体調面の理由などによって投票したいという意思はあるものの、投票所まで行くことが難しいといった声があることは、町としても一定認識しているところでございます。ただ、個々の事情等による部分も大きく、現在のところ投票所へ行くことが困難な方の具体的な人数や実態を町として正確に把握している状況にはございません。

そのような中、投票機会の確保に向けた制度といたしましては、先ほども町長が答弁したように、期日前投票所の設置のほか、障害のある方などを対象とした郵便による不在者投票制度や病院・施設等における不在者投票制度などが設けられており、これらの制度の周知を図りながら対応しているところでございます。

今後につきましても、選挙管理委員会と連携しながら期日前投票の利便性向上や制度の周知に努めるとともに、高齢者の方々をはじめできるだけ多くの町民の皆様が投票しやすい環境づくりについて、ほかの自治体の取組なども参考にしながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

本当に様々な課題が残る中で対応が難しいところもたくさんあると思いますけれども、不在者投票の制度の周知であったりとか、できるところをまたしっかりと一緒にやっていけたらなと思っています。

期日前投票の集計では、10代・20代が25%、30代でも約30%というように、この若年層ですけれども、ほかの世代と比較して圧倒的に低い状況だなと感じています。若い世代の方が政治や地域の将来に関心を持って主体的にまちづくりに関わっていくということが、私はこれからの町の未来にとっても非常に重要であると考えています。

町長は、この若年層の投票率が低いというこの現状をどのように認識しているのか、また、若い世代の方の政治参加というのを促していくために、今後どのような取組が必要であるかと考えているのかお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

おっしゃっていただきました状況につきましては、全国的な傾向でもあるかと思い

ますが、本町でもそういう傾向にありまして課題だと思ってございます。

言われたように、若い世代が政治や地域の課題に関心を持って主体的に関わっていただくということは、この地域社会を築いていく上で大変重要であるものと思ってございます。そのためにも、単にその投票を呼びかけるという、これは呼びかけも大事です。それから、日頃から政治や行政を身近に感じていただけるような取組も必要かなと思います。具体的には、学校における主権者教育の推進や選挙管理委員会による啓発活動、また若い世代の意見をまちづくりに反映できる機会づくりなどを通じて、政治参加への関心を高めていくことが重要であるものと思います。

町といたしましても、関係機関と連携しながら、若い世代の皆さん方が地域や政治に関心を持ち、将来のまちづくりの担い手として主体的に参加していただきますように、引き続き取り組んでまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

同じ認識といたしますか、課題といたしますか、というのは共有できたのかなと思っていきます。若い世代の方が政治参加というのをしっかり高めていくためには、先ほど答弁の中にもちらっとありましたけれども、学校教育の中での主権者教育というのは、私は重要なんじゃないかなと思っております。選挙の意義であったり、政治の仕組みを学ぶ機会というのを通じて、将来の有権者としての意識を育てていく、若年層の投票率向上につながるんじゃないかなと思っています。

本町において、主権者教育をどのように位置づけていて、これまでどのような取組を行っているのか。また、模擬投票であったりとか選挙啓発、選挙管理委員会との連携した取組というのは行われているのかお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

若い世代の政治参加や投票率の向上を図っていく上では、議員御指摘のとおり、学校教育の中で主権者教育は大変重要な取組であると認識しております。選挙の意義や政治の仕組みや学び、自らが社会の一員として意思表示を行うことの大切さを理解していただくことは、将来の有権者としての意識を育てる上で重要であると考えております。

主権者教育につきましては、学校教育の中で社会科や公民分野の学習などを通じて実施されているところであり、教育委員会においてその推進が図られているものと認

識しております。

また、教育委員会や選挙管理委員会と連携しながら、模擬投票など体験的な学習の機会や選挙啓発の取組を行っており、これまでも学校と連携した啓発活動などを実施してきたところでございます。今後につきましても、教育委員会や選挙管理委員会と連携しながら、若い世代の政治や選挙への関心を高めていく取組を進めていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

若い世代の方が政治を身近に感じるためには、議会の役割であつたりとか地方自治体の仕組みというのを知る機会というのをつくっていくことが大切やと思っています。

私自身も数年前、何度かある高校にお伺いして、主権者教育出前授業というのをさせていただいて、模擬投票とかいったこともさせていただきました。政治というのは、決して遠い存在ではなくて、私たちの暮らしであつたりとか、地域未来に直結するものだとは思っています。だからこそ若い世代の方が政治を自分事として捉え感じられる環境をつくっていくことが、私は重要だと感じております。

議会としてできることであつたりとか、また私一人の政治家としてできること、私自身もこれからしっかりとこの現場に足を運ばせていただいて、町民の声をしっかり受け止めながら、責任を取って取り組んでいくと思っています。若い世代の方が地域の未来を自分事として捉えて政治に関わっていく、そんな地域社会をつくっていくことも私たちの役割といいますか、責任だなと感じていますので、その実現に向けて行政、教育委員会、そして我々議会というのがそれぞれ力を合わせながら、共に取り組んでいければなと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2 点目の今後のまちづくりについて再質問させていただきます。

先ほどの先輩議員の質問ともかぶるところがあると思いますが、町長がどのような思いで町政運営に取り組んでいくのか、町民の皆様は本当に大きな関心を持っていると思っています。

町長が掲げられた4つの柱ですけれども、具体的に進めていく上で特に重点的に取り組んでいきたい分野とか施策というのはどこにあるのか。また、町長としてこの4年間で、これだけは必ず前に進めていきたいと考えている施策や取組があれば、率直な考えをお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

基本的には、皆さんどの世代の方も住み続けたいと思っていただけるまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、何分野かにはわたってくる思いはあるんですけども、特に重点的と言われましたので、先ほど答弁させていただきました中で、待機児童ゼロの実現とか、それから育休退園制度というのが今先ほど御指摘を受けたところでもございますし、その辺の改善に向けて取組を進めてまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

町長は、今回のこの選挙の際、提案する具体的な施策として、住民主体のまちづくりというのを掲げておられました。これまでの有田川町でも住民主体のまちづくりというのに取り組んできたところでもありますけれども、町長として住民主体のまちづくりを進めていく上で、行政ってどんな役割を果たしていくのか、また、地域の声というのをしっかりとこの町政にどのように反映させていくのか、考えがあればお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

私いつも思うんですけども、有田川町の住民の皆さん方は、自分たちが町をつくっていくんだという思いを持っていただいている方が本当に多く感じております。本当にありがたいことだと思っております。

その中で、ここ十何年前ぐらいからお話があると思うんですが、ポートランドのまちづくりだとか、絵本のまちづくりだとか、そうした自分たちでこの町を築いてきて、みんなでワークショップをしながら町をつくっていきえていただいた経過もあろうかと思います。その中で、今までで交流施設 A L E C だとか、そして旧田殿保育所跡だとか、そして移住定住に向けて頑張ってもらってるしろにしまとか、こういう拠点をつくっていくのも大事なのかなと思っております。

そこで、先ほど来からの話にもありますように、ちょうどその中間地点にあるようなまた道の駅、こういうところも周辺整備を図る中で、それぞれの拠点がつながる中で皆さん方に御提言をいただける、先ほどの若年層の投票率の問題もありますが、若い人たちにも入っていただく中で、いろいろとアイデアを聞かせていただいて、拠点整備をしながらまちづくりをしていくことが大事なのかなと思っております。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

本当に私もこの住民主体のまちづくりというのは、しっかり取り組んでいかなければいけない、誰の町なのかって、住民の方の町ですから、それはしっかりとやっていきたいなと思っています。

答弁でもいただきましたけれども、本当に各拠点があって、A L E C、しろにしのほうもしっかりと今後をもっともっと持続可能な、もっともったこの町に貢献できるように力を入れていきたいと思っています。

先輩議員の先ほどの質問にもありましたけれども、明恵の道の駅周辺の一帯整備、これも進めていかなければいけないと思っていますし、私も以前から一般質問でもこれは取り上げさせていただいていますけれども、箱物をつくる時代ではないと言いながらも、結局、ある程度の箱がなければ取り組んでいけないことはたくさんありますから、物よりも、もちろん中身のほうが大事ですから、そういったところにしっかりとまた力を貸していただきたいなと思っています。

もう一点、提案する具体的な政策として、選挙時に女性が憧れる町というような言葉も掲げておられました。この人口減少が進む中で若い世代、とりわけ女性が住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりというのは、これからの地域にとっても重要な視点であると私も思っています。もちろん、それも含めて選挙で選ばれたわけですから、女性が憧れる町に向けて、今後どのような取組を進めていくと考えているのかお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

女性だけだということはないんでしょうけれども、住んでいて楽しいまちづくりを進めていくというのが大事だろうなと思います。

そこで、先ほどお話しさせてもらったような若い世代の人たちも含めて、これらのまちづくりに参加してもらえる機会をつくっていくことも必要だろうと思いますし、子育て支援を充実していく保育、学童、こういったところも環境整備を図っていくということが必要になってくるかと思いますので、そちらのほうにも力を入れてまいりたいと思っています。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、そうやってみたら若い世代の方の政治参加というのは絶対に重要になってくると私も思っていますので、一緒に進めていければなと思っています。

教育長にお聞きします。教育部長ですか、どちらでもいいんですけども、有田川町ではこれまで絵本のまちづくりというのを、本町の大きな特色の1つとして取組を進めてこられました。その中で、絵本コンクールであったりとか、様々なイベントを通じて文化や教育、さらには地域の魅力発信にもつながってくる、そんな取組というのを続けてくださってきたなと感じております。これまで続けてきた絵本のまちづくりというのは、今後どのような位置づけになってくるのか、まずどのように発展させていこうと考えているのか、そういったことをお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の再質問にお答えいたします。

絵本に関する事業につきましては、読み聞かせやワークショップ、移動図書館、ブックスタートなど、単なる一過性の催しではなく、今後も人づくりを担う社会教育施策の1つとして位置づけをしてまいります。そのために毎年度、効果検証を行いながら内容を精査してまいります。

今後の継続、また発展につきましては、人材の育成と循環が必要であると考えております。読み聞かせボランティアや若い世代の参画を促し、担い手を育てながら、子供だけでなく大人や高齢者の方も含めて、絵本を媒介に読書の楽しさや文化が次の世代へと受け継がれる環境整備を今後も整えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6番、椿原竜二君。

○6番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

この3月定例会で、来年度の当初予算も計上されておりますから、それを見ながら予算は同額ぐらい、ほぼ同額を予算計上されていて、今後もこの絵本のまちづくりというのは続けていただけると私も感じておりました。

この絵本のまちづくりというのが、ここまでしっかりとこうやって進んでこれた、やってこれたというのは、もちろん教育部局の頑張りもあったとは思いますが、読み聞かせのボランティアさんであったりとか、関係する本当に様々な方々の力をいただいて、ここまでやってこれたものだとは私は思っています。

そういった中で、ボランティアの方々であったりとか、実行委員会といった方々が今後主となっていろんな事業を進めていたり、イベントをやっていたりとかを考えてくださる、実行してくださると私は思っているんですけども、私が思うに、ボランティアの方々が本当に頑張ってくれてるんですよ。物すごくやってくれてると思っています。

行政としてできることって、こうしてボランティアの方々とか頑張っている方とか調整する方を背中をしっかりと押していただける、バックアップしていただけるというのが私は大切やと思っています。それが行政の役割やと思っています。その辺、教育長のお考えをお聞かせいただけますか。今後、多分しっかりバックアップしていただけたらと思うんですけども、その辺の考えを聞かせていただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今、椿原議員がおっしゃったとおり、教育委員会も推進するんですけども、高齢化なので社会教育の在り方にもつながると思うんです。やはり住民の方の参画、あるいは主体として頑張っていただくというのが方向になっていると思います。その意味におきましてでも、様々なボランティアの方に協力をいただいております。教育委員会といたしましても、関係を密にしながら協力できること、サポートできることを精いっぱい努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

前向きな御答弁をありがとうございます。

この絵本のまちづくりに関しても、根本に戻れば住民主体のまちづくりにつながってくるのかなと思っています。またよろしくお願いします。

それでは、スポーツ振興について再質問をさせていただきます。

答弁の中で、夜間にスポーツができる環境が十分ではないという答弁でしたから、ここの認識というのは共有できたと思っております。

けれども一方で、答弁の中では研究していくという表現でありました。今後、夜間照明の設備なども含めたスポーツ環境の整備について、具体的にどのような視点で研究を進めていくと考えているのかお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の再質問にお答えいたします。

スポーツ施設の修繕につきましては、夜間照明でなく老朽化したものによる修繕や競技ルールの変更による修繕などが発生してまいっております。そのことに対応するために、今後突発的な修繕に対応するだけでなく、長期的な施設の修繕計画を策定していきたいと考えております。その際には、各団体の御意見も参考にしながら研究

をしていく次第でございます。

また、どの施設に夜間照明を設置するかにつきましては、施設周辺の住民の皆様方や地域の皆様と相談を進めながら、慎重に研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

時間も迫っていますけれども、このまま続けさせていただきます。

答弁いただいたとおり、確かに夜間照明をつけようと思ったら、近隣の住民の皆様の御理解であったりとか、そこが一番大切やと私は思っています。なので、慎重に進めていかなければいけない、慎重に考えなければいけないという答弁でありました。もちろん、それはそれとして分かっておるんです。

町長にお聞きしますけれども、今の答弁で教育委員会としての認識といいますか、考え方というのは理解させていただきました。けれども、夜間にスポーツができる環境が十分でないという認識はしているけれども、答弁では研究していくという段階にとどまっておるんです。具体的な前向きな方向性が示されていないと感じるんですけれども、子どもたちのスポーツ環境の整備というのは町全体の政策判断にも関わってくると私は思っています。本当に大きな課題やと思っておりますから町長にお答えいただきたいんですけども、子供たちというのは、この今瞬間というのも着実に成長しておるんです。環境整備という確かに課題はあると思いますけれども、先送りしていくって、そんな私は問題でもないと思っているんです。

子供たちの夢を支える環境づくり、今日答弁もありましたけれども、夢持ってまちづくりをやっているあかんという中で、私は行政の大切な役割やと思っているんです。子どもたちがもっと練習したいとか、もっと努力したい、もっと頑張りたいという子どもがいてる中で、この子供たちの背中をしっかりと押してあげてほしいんですよ。この子供たちの挑戦というのをしっかりと応援できる、そんな町で私はあるべきやと思っています。この辺、町長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

これまででも椿原議員による御提言をいただいて、このスポーツができる環境整備を共に図らせてきていただいたところだと思います。

そこで、これからもほかのスポーツ施設といいますか、また環境整備も図っていかなくてはならないと思いますし、先ほどから言っておりますまた計画も立ててまいりますので、その中で総合的に考えてまいりたいなと思ってございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

もう終盤なのでこのまま続けさせていただきます。

町長の考え、分かりました。私も本当にいろんなスポーツがあって、このスポーツだけっていうわけにはいかないのはもちろん分かっていますし、けれども私、先日、とあるスポーツの夜間練習に視察という言い方は変ですけどもお伺いしたんです。その中で私感じたことは、本当に子どもたち、たくさん集まって一生懸命練習をやっておるんですよ。そこはナイター照明をお借りしながらやってありますし、自分たちで移動できる投光器みたいなものを持ってきて、一生懸命練習されているんですけども、その現場を見たときに、こんなに頑張ってる子供たち、もっと背中を押してあげてほしいなと思ったんです。これも原点は、私は現場にあると思うんですよ。なので町長、忙しいと思いますけれども、もし何でしたら、そういったところにしっかりと足を運んでいただいて、現場を大切にしていこうというスタイルを取っていただきたいんですけども、考えをお聞かせいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

私も一競技には関わらせてもらってるので、そうしてスポーツのことを考えていただくのは本当にありがたいことだと思ってございます。また、機会があれば御連絡いただければ行かせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、最後の保育の充実について再質問をさせていただきます。

町内いろんなこども園がありますけれども、藤並こども園についてお聞きしたいんですけど、来年度なので令和8年度です。藤並こども園を希望した人数と、実際受入れ予定の人数をお答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

椿原議員の再質問にお答えいたします。

来年度、藤並こども園を希望した児童数は370名で、うち受入れ予定人数は320名となっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁いただきました。

370名の希望があつて受入れが320名ということで、50人の方は希望どおりの保育が受け入れられていないと私は捉えました。その中で、3歳児以上の子供に関しては、全て希望どおり入園できているという認識でよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

3歳児以上については、希望どおり御入園いただいております。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

ということは、3歳児以上の園児が藤並こども園に大体240人ぐらいですか、いてると思いますんで、ここは希望どおりの保育が受け入れられているというように思いました。

全体の受入れ予定人数が320人なので、問題はゼロ歳児、1歳児、2歳児、ここが課題なのかなと思っています。今回、130人ぐらいの希望に対して、今、80人ぐらいしか受入れができていない、4割近くの方には御協力をいただいているという現状であります。この状況について、町としてどのように認識しているのか。

また、保護者の方にとって希望どおり保育が受け入れられない現実そのものなんじゃないかなと思っています。ここ今後どのように対応していくのか、答弁いただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

第一希望どおりに受入れをさせていただけなかった方には、第2希望の園を御案内させていただいて、保護者の方に御協力をいただいているところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き可能な限り現状の保育室を有効活用いたしまして、保育士の増員を図るなどの対応をしてまいりたいと考えております。

また、今後は保育室の拡充につきましても考えてまいります。

以上です。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

保育室の拡充も考えていかなあかんという具体的な答弁もいただきました。私もそう思っています。そろそろ決断してやっていかなあかんの違うかなと思っています。詳細はこれ以上聞きませんが、次、育休退園制度について再質問させていただきます。

見直しを求める声が多いということは十分承知しているというように町も認識しているということでありました。今年度令和7年度において、育休退園となった子供は何人いますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

お答えさせていただきます。

20件ございました。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

20人という答弁でありました。

行政の運営上課題があるということは理解できるんです。けれども、子供であったりとか保護者の視点から考えたときに、この制度の在り方を見直していくということも必要じゃないかなと私考えているんです。今後そうした視点を踏まえて、制度の検討をしていく考えがあるのかどうか、教育長、お答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

先ほどの町長答弁のとおりでございますけれども、待機児童ゼロというのを確実に推進し、そこをまず大事にしながら育休退園の解消についてはこれまでも大きな問題となっておりますので、実現に向けて精いっぱい努力させていただきます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

ありがとうございます。いい答弁といたしますか、前向きな答弁をいただいたなと思っています。

確かに容易なことではないと思っています。保育士さんも確保しながら、保育士も拡充しながらやっていかな駄目なことやと思っていますんで、けれども、本当に住みやすい町をつくっていかうと思ったときに、絶対私は大切なことだと思っています。

最後になりますけれども、町長、決意表明といいますか、この待機児童もそうですし、育休退園制度の見直しもそうですけれども、ここ最後答弁だけいただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今、お出しいただきましたように、これからも保育士さんの確保、それから施設の拡充も必要になってこようかと思います。その整備も図りながら、今あった問題について実現に向けて進めてまいりたいと思いますし、子育て支援の環境整備を図ってまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

6 番、椿原竜二君。

○6 番（椿原竜二）

答弁ありがとうございました。

育休退園制度見直しというように私は受け止めさせていただきましたんで、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡 省吾）

以上で、椿原竜二君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 1 2 時 0 5 分

再開 1 3 時 0 0 分

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

……………通告順 4 番 1 番（神山裕介）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、1 番、神山裕介君の一般質問を許可いたします。

神山裕介君の質問は、一問一答形式であります。

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。
新人議員の神山裕介です。よろしくお願いします。

まず、この場に立たせてくださった皆様に心よりお礼申し上げます。

それでは、今日は2つのテーマで一般質問させていただきます。1つが、発達に支援が必要な子供への切れ目のない支援体制について、もう一つが、世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持と担い手確保について、この2つです。

まずは発達に支援が必要な子供への切れ目のない支援体制について、壇上からの質問をさせていただきます。

有田圏域で障害児の支援に関わる関係者の方から、発達に支援が必要な子供への切れ目のない支援体制の充実を求める御相談をいただきました。その際にお寄せいただいた資料には、有田圏域の自立支援協議会子ども部会が実施したアンケートの結果が添えられており、212家庭から回答をいただいたものであります。

このアンケートによりますと、障害のある子供を持つ保護者が緊急時にどのように対応したかという問いに対して、家族・親族で対応したという家庭が195家庭、実に92%に上っております。一方で、福祉サービスを利用できた家庭は僅か11家庭、5%にとどまっております。ふだんは放課後等デイサービスや児童発達支援といった福祉サービスを利用できていても、保護者が入院したとき、あるいはインフルエンザで家族全員が倒れたとき、葬儀で遠方に行かなければならないとき、そういったいざというときに、障害のある子供を預けられる場所がほとんどないという現実がございます。

自由記述には、入院する際、12歳の子供を預ける施設が遠くて無理だったという独り親の方の声、夜勤をしないといけないときに、夜間預けられるところがないという声、祖父母が高齢で限界、家族以外で預けられるところがあるかどうか心配という声が寄せられております。こうした現状を踏まえまして、以下2点についてお伺いいたします。

まず1点目、緊急時の預かり体制の整備についてです。障害のある子供の保護者に緊急の事態が生じた際の預かり体制について、本町の現状と今後の方針をお聞かせください。

続いて2点目、学校と福祉の連携及びライフステージの移行支援についてです。教育と福祉の連携の現状と、進学時・卒業後における切れ目のない支援について、本町の取組と今後の方針をお伺いいたします。

続きまして、世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持と担い手確保についての壇上質問に移らせていただきます。

世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持と担い手確保についてお伺いいたします。昨年8月、有田川町を含む有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムが国連食糧農業機関（FAO）により、世界農業遺産に認定されました。400年以上にわたり先人たちが築き上げてきた石積みの階段園と多様な品種の導入や貯蔵技術による長期出荷の仕組みが世界的に重要な農業システムとして認められたものであり、大変

誇らしく思っております。

有田川町は、ミカンをはじめブドウ山椒など多彩な農作物を生産する農業が基幹産業であります。しかしながら、全国的な傾向と同様に農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでおり、耕作放棄地の拡大が大きな課題となっています。世界農業遺産の認定は、この地域の農業の価値が世界に認められた証である一方で、この農業システムを将来にわたって保全し、次の世代へ継承していく責務も伴うものと考えます。こうした現状を踏まえまして、以下2点について伺いいたします。

まず1点目、耕作放棄地の解消に向けた取組についてです。耕作放棄地は、近隣農地への悪影響や鳥獣被害の助長など様々な問題を引き起こしており、産地の維持にとって避けて通れない課題です。耕作放棄地の発生抑制及び解消に向けた本町の現状の取組と今後の方針をお聞かせください。

続いて2点目、新規就農者の確保・定着支援についてです。産地を維持していくためには、農地の保全と同時にそれを耕す担い手の確保が不可欠です。新規就農者の確保と定着に向けた本町の支援体制の現状と今後の方針をお伺いいたします。

以上、2点について、町長のお考えをお聞かせいただき、2つの壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

神山議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、発達に支援が必要な子供への切れ目のない支援体制の緊急時の預かり体制の整備についてでございますが、発達に支援が必要なお子さんの保護者に緊急事態が生じた場合、障害福祉サービスの1つである短期入所（ショートステイ）があり、御家族から役場や相談支援事業所へ御連絡をいただくことで、受入れ可能な施設との調整を図る体制を取っております。

現在、町内にはグループホーム等に併設された短期入所施設が3か所ありますが、いずれも全年齢を対象とした施設であり、児童に特化した設備や人員体制を備えたものではありません。児童専用の短期入所施設につきましては、県内では和歌山市と上富田町に各1か所ずつ、計2か所という状況となっております。

障害児の緊急時における預かり体制の確保は、有田圏域全体においても重要な課題であると認識しており、今後も近隣市町やサービス提供事業所との協議・連携を一層強化し、広域的な視点も含めた体制整備に努めていきたいと思っております。

次に、2つ目の学校と福祉の連携及びライフステージの移行支援についてでございますが、基本的には教育と福祉は必要に応じ、連携を取りながら支援やサービス提供を行っていると思っておりますが、一部では必ずしも連携できていないのではないかと御指摘もいただいているところであります。

また、進学時や卒業後といった節目において、相談支援などのサービスが一旦終了する場合があることは承知しており、障害者相談支援事業などに引き継げるよう努めているところであります。今後も関係機関との連携を密にし、連携体制の構築や切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

2点目の世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持と担い手確保についてでございますが、議員おっしゃるとおり、昨年8月、有田・下津地域の石積み階段園みかんシステムが世界農業遺産に認定されました。400年以上の歴史を持つこの景観と先人たちの栽培技術などの知恵が世界に認められたものであり、大変誇らしく思うと同時に、この地域の宝を次世代へ継承していくことは、私の大きな責務であると考えております。

本町の農業は、有田みかん、ブドウ山椒を中心に、近畿管内でも屈指の農業産出額を誇る基幹産業ですが、同時に農業従事者の減少と高齢化による後継者不足により耕作放棄地が拡大するという大きな壁に直面しています。この壁を乗り越え、次世代が誇りを持って継ぎたいと思える農業を築くために、全力で取り組んでまいります。

1つ目の耕作放棄地対策についてでございますが、放置された農地は、鳥獣害の温床や近隣農地への悪影響を及ぼす深刻な課題です。町といたしましては、引き続き中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業や鳥獣害防止対策事業、遊休農地リフォーム支援事業などの各種支援策により、農業を応援する体制を構築してまいります。今後においても、農業収益の向上、すなわち稼げる農業を実現することが、結果として耕作放棄地の発生抑制につながると考えております。

次に、2つ目の新規就農者の確保・定着支援についてでございますが、産地を維持するには、意欲ある若者の参入が不可欠です。町では、新規就農者の確保・定着に向けた栽培技術の習得や資金面での支援体制を充実させることに加え、世界農業遺産の認定を追い風に、同推進協議会を中心に本町の農業の魅力を戦略的に発信し、若者がここで農業をやりたいと思える土壌をつくりたいと考えています。さらに中山間地域全体のコミュニティを守ることで、新規就農者が地域に定着しやすい環境を構築してまいります。

一方、歴史ある石積みの景観を守りつつ、時代の変化に即した新しい農業への取組にも支援してまいりたいと考えております。農家の皆さんが将来に希望を持ち、次世代に自信を持って引き継げる有田川町を目指し、全力で尽くしてまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

1番、神山裕介君。

○1番（神山裕介）

ありがとうございます。

それでは、まず教育・福祉のほうから再質問させていただきます。それでは、具体

的にお伺いしてまいります。

まず、日中一時支援事業についてお聞きします。日中一時支援は、障害のある方を日中に一時的にお預かりするサービスですが、本町における現在の実施状況と利用実績はどのようなになっておりますでしょうか。

併せてお伺いしたいのですが、現場の事業者の方からは、放課後等デイサービスは国の個別給付として報酬が定められている一方で、日中一時支援は市町村の地域生活支援事業であり、同じように子供をお預かりする業務でも報酬に差が生じていると聞いております。その結果、事業者が参入しにくく、保護者が緊急時に利用できるサービスが広がらないという構造的な課題があるのではないかと考えます。日中一時支援の現状と、こうした課題への町の認識を併せてお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

それでは、神山議員の再質問にお答えさせていただきます。

日中一時支援の現状と事業者参入の課題ということでございますけれども、日中一時支援事業につきましては、家族の就労支援や日常的に介護を行っている家族の一時的な負担軽減を図ることを目的として実施している事業で、対象者は障害者総合支援法に基づき支給決定を受けた障害者及び障害児であり、全年齢を対象としております。当町における令和6年度の実績につきましては、利用者が52人、延べ利用日数が3,087日となっております、一定の利用があると認識しておるところでございます。

続きまして、事業者参入の課題についてですが、日中一時支援事業は地域生活支援事業の1つとして市町村が実施する事業で、障害者の介助区分や所要時間ごとに基準額を定め、事業を実施しておるところでございます。

一方で、放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスと比較した場合、報酬水準に差があることや、近年の物価高騰、人件費の上昇などもあり、事業運営の面で課題があるとの声がございます。今後につきましては、近隣自治体や県外市町村の状況も参考にしながら、有田圏域での協議の場も活用し、地域の実情に応じた制度運用について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1番、神山裕介君。

○1番（神山裕介）

ありがとうございます。

アンケート結果では、保護者が最も必要としているのは緊急時にすぐに預かってもらえるショートステイや一時預かりの場です。しかし、現実には有田圏域内に障害児を受け入れられるショートステイ施設がほとんどなく、利用しようとするとう遠方の施

設まで行かなければならないとの声もございます。

一方で、本町には、おもと園さんグループのグループホーム内に地域生活支援拠点等の部屋が設置されていると聞いております。ただし、現在この部屋は成人の方が対象であり、児童は利用できない状況にあると伺っております。国の法律上は、地域生活支援拠点等について、児童を除外する規定はないと認識しておりますが、この拠点の部屋を児童にも利用できるようにする検討はできないもののでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

神山議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

地域生活支援拠点の児童利用についてということでございますけれども、地域生活支援拠点事業における緊急時の受入れ事業につきましては、介護者の急病や事故などの緊急事態、また虐待などにより緊急保護が必要となる場合において、短期入所などの既存のサービス利用が困難な際に、緊急一時的に受入れを行うための居室の提供及び宿泊に伴う支援を行うものでございまして、有田圏域においては、有田１市３町共同でおもと園と協定を締結し、居室１名分を確保しておるところでございます。

しかし、本事業の対象者は１８歳以上の障害者としており、現時点では障害児は対象としていないところでございます。これは本事業の開始当初、高齢の親と暮らす高齢の障害者、いわゆる親亡き後問題への対処として、緊急受入れ態勢の確保に重点が置かれた経緯によるものでございます。

一方で、障害児の支援につきましては、成人とは異なる専門的な支援体制が必要となる場合もあることから、受入れ態勢の整備については事業所と十分な協議が必要であると考えております。現状におきましては、障害児の緊急的な受入れが必要となった場合、和歌山市などの圏域外の短期入所施設を利用しておるところでございます。

しかしながら、障害児においても緊急受入れが必要な状況は想定されることから、障害児の受入れの可能性も含め、有田圏域での協議の場において検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

１番、神山裕介君。

○１番（神山裕介）

大変御丁寧な答弁ありがとうございます。

続いて、ライフステージの移行支援についてお伺いします。

今回の御相談でも特に強く要望されていたのが、１８歳到達後の支援の継続と、それを支えるコーディネーターの配置です。障害のある子供は１８歳になりますと児童

福祉サービスが終了し、大人向けの障害福祉サービスに切り替わります。B型作業所や生活介護事業所への移行ということになりますが、この移行の際に支援が途切れてしまうケースがあるとの指摘がございます。

また、国は令和6年の障害者総合支援法改正により、地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務として法律に明記しました。先進的な自治体では、基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、緊急時の受入れ調整や18歳到達時の移行支援を組織的に行っているところもございます。本町における18歳到達後の相談支援体制の現状とコーディネーター配置を含めた今後の方針についてお伺いいたします。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

神山議員の再質問にお答えいたします。

18歳以降の切れ目のない支援体制につきましては、障害福祉サービスの利用に必要な計画相談支援を相談支援事業所が担うとともに、一般的な相談支援については、有田圏域1市3町共同で障害者相談支援事業として2つの事業所に委託して実施しておるところでございます。

また、専門的な相談対応や地域の支援体制づくりを担う基幹相談支援センターあねっとを設置し、相談体制の強化を図っているところでございます。これらの相談支援事業につきましては、相談件数の増加や人員不足といった課題があったことから、有田圏域で体制の見直しを行い、今年度から新たな体制で実施しているところであります。

次に、地域生活支援拠点等コーディネーターについてであります。コーディネーターは緊急時の受入れや地域生活への移行支援などにおいて、関係機関との連携や調整を担う重要な役割を持つ専門職であり、有田圏域の会議の場においても配置の必要性について協議しているところでありますが、現時点では配置には至っておりません。今後も18歳以降の切れ目のない支援体制を確保する観点から、有田圏域での検討課題として引き続き協議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1番、神山裕介君。

○1番（神山裕介）

ありがとうございます。

それでは、続いて学校と福祉の連携についてお伺いします。

頂いた資料の中では、学校と放課後等デイサービス事業者との連携に課題があるという声が挙げられております。具体的には、福祉と教育の制度の違いがあり、歩み寄ろうとしてもなかなか理解されにくい、学校や先生によって連携の姿勢に格差がある

といった内容です。もちろん、学校の先生方が多忙であることは十分承知しておりますし、教育現場を批判する趣旨では全くございません。ただ、子供を中心に見れば、学校にいる時間と放課後デイにいる時間はつながった1日の中のことであります。

現在、学校と放課後等デイサービス事業者との間でどのような情報共有の仕組みがあるのか、また課題として感じていることがあればお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

神山議員の再質問にお答えいたします。

学校と放課後デイサービスの情報共有ということについてでございますけれども、学校と放課後等デイサービス事業所との情報共有についてですが、必要に応じ事業所と学校との間で情報共有が行われていると認識しておるところでございますけれども、現状の連携体制は、各事業所と学校の個別のやり取りに委ねられている面が強く、行政としての主体的な関与が十分ではない点を課題として捉えているところでございます。

今後は、教育と福祉が一体となった合同研修会等の開催を検討し、関係者が直接顔を合わせ、相互の信頼を深めることで連携しやすい環境づくりを後押しし、お子さんの特性に寄り添った切れ目のない一貫した支援の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

それでは、教育側としてはこの連携についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

神山議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、学校と放課後等デイサービスが連携することで、子供の学校での様子や放課後の様子を共有することができ、一貫した支援が可能になると考えてございます。

今後子供のお迎えの際には、できるだけその日の様子をお伝えしたり、教育と福祉で合同の研修会等の開催を考えてまいります。それにより、行動面の変化や学習面の困り事、生活面の課題に対しましてスムーズに対応していけるものと考えてございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

アンケートの中には、不登校になった障害児の居場所がないという声がございます。学校にも行けない、受給者証が使えるフリースクールのような場所もない、そういった子供たちの行き場がないという切実な訴えです。こうした子供たちの居場所の確保について、現在どのような取組をされているかお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

神山議員の再質問にお答えさせていただきます。

不登校になった障害児の居場所ということについてでございますけれども、障害をお持ちかどうかにかかわらず、ひきこもり者や不登校児童のための支援を行う居場所づくり事業として、毎週土曜日にきび保健福祉センターの一室で居場所 E L - B A S E を開設しているところでございます。E L - B A S E では、公認心理師が支援を行っておりまして、心理的な側面からのアプローチを行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

それでは、教育の分野では、文化保健センターのファインについて御説明願えますでしょうか。

また、この4月からこども誰でも通園制度も始まるとお伺いしておりますが、併せて今後の方向性をお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

神山議員の再質問にお答えいたします。

教育支援センターファインは、学校生活に適応ができず不登校となったり、不登校傾向の状態にある児童生徒に対しまして、学校生活への復帰を援助する施設でございます。教育相談、学習援助、集団活動に関することを行っております。このたびこども誰でも通園制度を実施するに当たりまして、保育設備の整った場所が必要であっ

たため、金屋文化保健センター内へ移転させていただくこととなっております。移転に当たりましては、文化保健センター内の図書館などの設備が利用できるというメリットもございますし、また明るく広い室内へと改修を行いまして、この４月から利用を開始いたします。

また、こども誰でも通園制度は、生後６か月から３歳未満のお子様が、保育の必要性に関係なく１か月１０時間以内で保育を利用できる制度となっております。実施する子育て支援センター内では、従来から実施しております子育てに関する相談、また子育て世代の交流、そして一時預かり制度を併せて利用していただくことができ、今後も子育て支援の拠点として期待される施設となっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

１番、神山裕介君。

○１番（神山裕介）

最後に、全体を通してお伺いします。

本日は福祉保健部にも教育委員会にもお答えいただきました。障害のある子供の支援は、まさにこうした部署を超えた連携が核心だと感じております。福祉と教育が一体となった切れ目のない支援体制の構築に向けてお伺いいたします。

まず、教育長から教育分野としての決意をお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

神山議員御指摘のとおり、教育と福祉が一体となって切れ目のない支援体制を構築するということは、子供たちの健やかな成長にとって極めて重要であると考えております。私も以前、学校現場でお世話になっておりまして、放課後等のデイサービスがスタートしたときに、これは本当に子供にとっても、保護者の方にとっても、学校にとっても非常にありがたい、しかも意味のある制度がスタートしたなということを感じております。

また、私もその施設のほうへお邪魔して、子供たちの様子を見させていただきました。といったことで、福祉と教育というのは、共に手を携えて子供たちの健やかな成長というものを支えていくべきであると思っておりますし、毎月、校長、園長、それから教頭等とも会議をやっておりますので、積極的な関わりを持つように考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

１番、神山裕介君。

○１番（神山裕介）

ありがとうございます。

最後に、町長から町全体としての決意をお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

いろいろと御提言ありがとうございます。

今、教育長から答弁させていただきましたように、この切れ目のない支援体制の構築というのは本当に大事なところでありますし、教育と福祉の連携もしっかりとやっていかなくはならないものであらうかと思います。

あわせて、答弁でも先ほどさせてもらいましたように、近隣市町やサービス提供事業者の皆さん方とも協議・連携を一層強化いたしまして、支援体制の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございました。

障害のある子供を育てている保護者の方々が、この町で子育てしていてよかったと思っただけのよう、行政としても引き続き御尽力いただくことをお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持と担い手確保についての再質問をさせていただきます。それでは、具体的にお伺いしてまいります。

まず、耕作放棄地、正式には遊休農地でございますが、この現状についてお聞きします。事前にお伺いしたところ、本町の遊休農地面積はここ数年ではほぼ倍増しており、特に中山間地域での増加が顕著であると認識しております。改めて具体的な数字も含めた現状と町としての認識、また発生 of 主な要因についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

神山議員の再質問にお答えさせていただきます。

耕作放棄地の現状についてですけれども、令和 6 年度農地利用状況調査によりますと、管内農地 3, 9 2 4 ヘクタールのうち遊休農地は 1 3 0 ヘクタール、うち旧吉備地区 2 1 ヘクタール、旧金屋地区 4 8 ヘクタール、旧清水地区 6 7 ヘクタールとなっております。令和 2 年度 of 同調査において遊休農地は 7 0 ヘクタール、うち旧吉備地区 1

9ヘクタール、旧金屋地区29ヘクタール、旧清水地区22ヘクタールであったため、遊休農地は年々増加しており、特に金屋、清水での増加が顕著となっております。

増加の要因としましては、農業人口の減少、それと鳥獣害による農地の荒廃というのが原因になっていると思います。そのため、町としましては新規就農者の支援、鳥獣害への対策支援というのを行っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1番、神山裕介君。

○1番（神山裕介）

ありがとうございます。

本町では、遊休農地リフォーム支援制度として、農地を借りて耕作する場合に、1アール当たり1万円、上限50万円の補助を出すなど町独自の取組もされています。この制度の利用実績は、令和6年度で町事業分5件、約163アール、県事業分1件、約82アールと伺っております。着実に御活用いただいている一方で、遊休農地136ヘクタールという規模に対して、年間の解消面積はまだ限られているのが現状かと思います。実際のところ、2年、3年と放置されてしまった農地になると、個々の農家では重機もありませんし、補助を受けたとしてもなかなか手が出しにくいという声を聞いております。

他県の事例を調べてみたところ、福岡県では農地中間管理機構と連携して荒廃した農地を公共事業として面整備し、耕作できる状態に戻した上で担い手に引き渡すという仕組みを進めていると聞いております。本町の場合、世界農業遺産の認定に伴い、産地の保全が求められる立場にもあります。この認定を1つのきっかけとして、県に対して補助の拡充を働きかけたり、こうした先進事例を参考にした取組を検討する余地はないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

遊休農地リフォーム支援事業につきましては、意欲ある農業者の経営拡大や新規就農者の農地確保、さらには鳥獣害や病虫害被害の軽減を目的とした町独自の支援策であり、同様の支援策であります県の和歌山県版農地再生活活用支援事業を補完する形で実施のほうをさせていただいております。

議員御指摘のとおり、重機作業などを伴う場合には十分な支援額とは言えない面もございますけども、これまで多くの農業者の方に御活用いただいております。今後につきましては、県事業の希望者が増加していることから、予算枠の拡充や要件緩和について、引き続き要望のほうをしてまいりたいと思っております。

次に、国の農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、農家負担ゼロで基盤整備を行い、担い手への農地集積と一体的に進められる有効な手法の1つであると認識しております。

しかしながら、本事業の実施には施工区間内の全農地を農地中間管理機構が借り入れる必要があり、地権者全員の合意形成が必要となること、整備後の農地を引き受ける意欲ある担い手が明確であり、若手生産者が主体的に参加する体制の構築が不可欠であること、国庫補助以外の事業費を県や市町村が負担する必要があり、財政面での課題があることといった点が大きな課題となっております。

本町といたしましては、先進事例を参考にしながら、JAなど生産者団体と連携し、適地があれば実施主体の県へ提案するなどの地域農業の維持可能性を踏まえた最適な事業手法を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

続いて、新規就農者の確保定着についてお伺いします。

本町には、農業後継者受入協議会があり、協議会に加入された先進農家や農業法人の下で実地研修を受けながら、将来的に独立・就農を目指す仕組みが整備されていると承知しております。事前にお伺いしたところ、着実に受入れ実績を積み上げていただいており、独立就農を果たされた方もいらっしゃる聞いております。改めて受入れの現状と就農後の定着の状況、また受入れ体制における今後の課題についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

お答え申し上げます。

本町の農業後継者受入協議会を通じた受入れ実績についてですが、これまでに合計9名の方を受け入れております。内訳としましては、独立就農を果たした方が4名、独立就農準備中の方が1名、先進地農家の下で研修中の方が3名、研修を中断した方が1名となっております。

現在研修中の3名につきましても、これまで独立就農した4名に続くことができるよう、町、JA、受入れ農家が連携し、支援のほうをしてみたいと考えております。今後も担い手の確保だけでなく、定着を重視し、地域と連携した継続的な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

課題につきましては、新規就農者にいかに来ていただくかというのが課題かな

と考えております。今後も受入れの農家さん、今かなり人数も増えてきております。そこと連携しながらこの取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

国の就農準備資金や経営開始資金、また町独自の農業経営継承者支援事業など、経済面での支援制度は整っている一方で、新規就農者にとって最も大きなハードルの1つは、独立後に実際に耕作できるか、できる農地をどう確保するかという点ではないかと思います。

広島県の事例を調べてみたところ、県や農協が連携して研修を行うだけでなく、研修期間中に畑の開墾や苗木の植え付けまで済ませて、独立時にはすぐに収入が見込める状態の農地を用意して送り出しているとのことでした。就農がゴールではなく、5年後、10年後に農業を続けていただくことが大切だと考えると、こうした研修から農地確保、経営の自立まで一貫して寄り添う体制が重要ではないかと思います。本町としても、県やJAとの連携をさらに強化して、こうした体制づくりに取り組んでいただけないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

新規就農者にとって大きな課題は、独立後に耕作できる農地の確保をできるかどうかというのが問題となっております。地元農家との信頼関係がなければ農地を借りにくいことや、小規模農家が分散し作業の低効率化などの問題があることも承知しております。

また、すぐに借りられる農地は遊休農地や耕作放棄地となっている場合が多く、収入につながるまでに時間を要することなどが就農継続の大きなハードルとなっております。

議員御紹介の広島県の取組では、研修に加え耕作放棄地の造成や園地整備、苗木の植栽までを行い、就農時に農地を確保できる仕組みが整えられております。本町におきましても参考とすべき事例ではありますが、実施には適地の選定、農地所有者の合意形成、予算の確保などの課題があることから、今後も先進事例を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございます。

最後に、全体を通してお伺いします。

世界農業遺産への認定は、400年以上にわたって先人たちが築き上げてきた石積み階段園と、そこで営まれてきた農業の価値が世界に認められたものであります。同時に、それを将来にわたって守り継いでいく責務を私たちは負ったのだと思います。

耕作放棄地の解消も担い手の確保も一朝一夕で解決する問題ではありませんが、この認定を追い風として県やJA、地域の農家の皆さんと一体となって産地の維持に取り組んでいくことが重要だと考えています。改めて、世界農業遺産認定を踏まえた農業産地の維持に向けて、町としての決意をお聞かせいただければと思います。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

それでは、全体を通してお答え申し上げたいと思います。

この世界農業遺産の認定は本当にありがたいことであります。その上で、これはもうゴールはなくて、新たな挑戦の始まりかなと思っております。

議員おっしゃるとおり、耕作放棄地の解消や担い手の確保というのは本当に容易に解決できるものではないかと思っておりますけれども、この認定がよい後押しとなりますように、県、市町村、JA等で組織される推進協議会とも連携いたしまして、そして何より地域の農家の皆さんと一体となって、有田みかんの産地維持に取り組んでまいり覚悟でございます。

先人が築いていただきました石積み階段園、より輝く形で未来へ引き継ぐために、町といたしましても総力挙げて支援を行ってまいりたいと思いますので、どうぞ引き続き御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

1 番、神山裕介君。

○1 番（神山裕介）

ありがとうございました。

有田川町の農業に関わる全ての方々が、将来に希望を持って農業に取り組んでいただけよう行政としても引き続き御尽力いただきますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、初めての一般質問を新人、神山裕介がさせていただくに当たりまして、多くの方の御相談、また御指導いただきましたこと、また行政の皆様に熱い回答をいただきましたことを心よりお礼申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（岡 省吾）

以上で、1 番、神山裕介君の一般質問を終わります。

……………通告順 5 番 1 2 番（堀江眞智子）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、1 2 番、堀江眞智子君の一般質問を許可いたします。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式でございます。

1 2 番、堀江眞智子君。

○1 2 番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、今回の選挙では、私、日本共産党を離れ無所属にもかかわらず、多くの御支援をいただき本当にありがとうございました。今回、合併前から綿々となげられてきた女性の 1 議席を途絶えさせたくないの思いと、これからも子育てのしやすいまちづくり、安心安全のまちづくり、皆さんと一緒に取り組んでいきたいという思いがありました。共産党を離れはいたしました、平和のこと、住民の声に寄り添う志は何ら変わりません。この 4 年間、町民の皆様、役場の皆様、同僚議員の皆様、どうかよろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。通告どおり 2 点について質問をさせていただきます。

まず最初に、不登校などによる長期に休んでいる児童生徒の健康診断について質問をさせていただきます。

学校保健安全法での児童生徒等の健康診断について、第 1 3 条に「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。」と定められています。そして、学校保健安全法施行規則第 5 条では、「学校保健安全法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までにを行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなった後、すみやかに健康診断を行うものとする。」と定められています。

2 0 2 4 年度の文部科学省の調査によると、小中学校における不登校児童生徒数は過去最多の 3 5 万 3, 9 7 0 人でした。これは前年度から 7, 4 8 8 人の増加です。3 5 万人を超える児童生徒が健康診断を受診できているのか。昨年 9 月、不登校の子どもが学校の健康診断を受けられず、病気などが見逃されてしまうおそれがあるとして、総務省が初の全国調査を計画しているという報道がありました。

そこで教育長にお尋ねします。

1、不登校等を理由に小中学校での健康診断を受けられない児童生徒は何人程度いるのでしょうか。

また、学校保健安全法に照らして、不登校等を理由に学校での健康診断を受けることのできない児童生徒についてどのような対応をしているのでしょうか。また、今後どのように対応しようと考えているのでしょうか。

そして、2つ目の質問であります。御霊小学校の教室増設について質問をさせていただきます。

最近、支援学級への入級の希望児童が増えていると聞いています。これは保護者の方が我が子の豊かな成長を考えてのことであるとともに、特別支援教育への理解が深まっているからだと思います。来年度の御霊小学校の知的支援学級は10名になり、2学級になると伺っています。本来なら教室が2つ必要になるのですが、御霊小学校では、知的支援学級用に2つ教室を設置することができず、1つの教室を分割したと聞いています。

そこでお伺いしますが、知的支援学級が2学級になったのに、1つの教室を2つに分けて使用することになったのはどういう結果からなののでしょうか。本来なら人数が少なくても通常の広さの教室を2つ設置することが望ましいと考えます。令和8年度は無理でも、令和9年度に向けて支援学級を新しく増設する考えはあるのでしょうか。

そして、現在、庄二区内に宅地が造成され、モデルハウスも含め住宅が建設され始めています。当然、若い層の方々の住宅も建設されていることが予想されます。そうなれば、就学する子供も増えることが予想されます。御霊小学校区における住宅建設で児童数の増加が考えられますが、新しく教室を増設する考えはあるのでしょうか。

このことについて、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えいたします。

不登校等により長期に休んでいる児童生徒の健康診断についてですが、令和7年度で全く受けられていない児童生徒数は10名程度、一部受けられていない児童生徒を含めると20名程度となります。

学校での健康診断日に受診できなかった場合には別日を設けるとともに、直接病院でも受診できることを案内してございます。その際、学校医の病院・診療所では、保護者の費用負担がない旨も案内させていただいております。不登校児童生徒への配慮として、子供の気持ちや保護者の方の意向を伺い、各学校で可能な限りの対応をしているところでございます。

次に、御霊小学校で知的支援学級の増設の際、1つの教室を2つに分けて使用することになった経緯についてですが、支援学級の設置状況や在籍児童数、学校全体の教室配置の状況等を総合的に検討し、学校と協議し決定いたしました。必要なスペースとプライバシーが確保できるよう配慮して教室を二分しており、教育活動を行うための環境は確保できているものと認識しております。

支援学級を新しく増設する考えについては、先ほど申し上げたとおりですが、支援学級の設置状況や在籍児童数、それから学校全体の教室配置の状況を総合的に検討し、

また県教育委員会や学校と協議の上で今後も対応してまいりたいと考えております。

最後に、庄二区内の宅地造成により児童数の増加が考えられるが、新しい教室を増設する考えについてですが、児童の数の推移につきましては、それを予測しながら検討をしており、教室として使用していない部屋を教室に改装するなどの対応が考えられます。それでも対応ができない場合は、施設の改修によって教室を増やす対応を考えているところでございます。

今後も御霊小学校区に家がたくさん建ってきておりますので、児童数の増加については常に状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

12番、堀江眞智子君。

○12番（堀江眞智子）

1番の不登校のことについてはもう答弁いただきましたとおりで、再質問はありません。

そして、支援学級を新しく増設する考えはあるのでしょうかについては、今現在、支援学級で学ぼうとしている子供を一番に考えてほしいと思っております。そのために、来年度に向けて早急に検討して町の予算を獲得し、何らかの方法で教室を増設していただきたいと思います。その際、特別教室などを全校児童に影響の出るような方法にならないことを切望します。これは要望としてお伝えしておきます。

そして、3の御霊小学校区における住宅建設で児童数の増加が考えられるが、新しく教室を増設する考えはあるのかについてであります。再質問はまた教育委員会が教室を増やす対応をするとした場合、町として教育委員会の計画に対し予算を計上することができますよね。このことの町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

お子さんが増えていっていただけるというのは、本当にありがたいことだと思っております。それで学習環境を整備していく、充実していくというのは、これも行政の責務でございます。その中で、教育委員会において計画が示された場合には、その必要性や規模、費用等を整理いたしまして、財政状況も鑑みながらもですが、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

12番、堀江眞智子君。

○12番（堀江眞智子）

坂頭町長におきましては、子供たちのためや教育委員会がそう言うなら、私に任せ

ておけという気概で取り組んでいただけることを強くお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岡 省吾）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

……………通告順 6 番 3 番（佐曾永和）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、3 番、佐曾永和君の一般質問を許可いたします。

佐曾永和君の質問は、一問一答形式であります。

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

ただいま議長から発言の許可を得ましたので、これより通告に従い、3 番、佐曾、一般質問をさせていただきます。

その前に、本年 2 月 1 日に有田川町議会一般選挙におきまして、多数の皆様の御支援をいただいて町議会議員に当選させていただきました。本当に心から感謝し、厚く御礼申し上げます。町議会議員に当選させていただいたので、この 4 年間、精いっぱい町発展のために議員としての責務を十分理解して頑張っていきたいと思いますので、どうか皆さん、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。私の質問は、消防行政の中の清水消防署の新築、移転、また清水消防署の増員についてです。

清水消防署の新築・移転についての質問ですが、町長及び執行部の方々も御承知のとおり、清水消防署は開署 39 年目を迎え、建物の老朽化が進んでいます。途中で耐震構造の問題で一部修繕を行っておりますが、雨の強い日は雨漏りがあり、外壁にはひび割れ箇所も多く見られます。特に班員の方々が仮眠を取る仮眠室は、建物の構造上、言葉にすれば不適切かもしれませんが、雑魚寝状態の部屋であり、班員のプライバシーが保たれているとは到底思われません。

私が在職中においても、改善するよう要望を行ってまいりましたが、建て替え時期に来ているからとの回答でありました。私が退職して 5 年がたった現在も、新築・移転に向けた取組が一向に進んでないように感じます。職員の育成には、職場の環境づくりも重要課題だと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

また、消防署の新築・移転となると、ただ単に消防業務だけでなく防災拠点としての役割も担う目的もあると思いますので、移転先の選定には十分熟考していただきたい。

次に、これも清水消防署の班員数の増員についての質問です。

清水消防署に現在勤務している人数は、班員 5 名ずつの 3 班 15 名と署長の計 16 名ですが、現在、清水署管内に在住者は署長の 1 名のみとなっております。清水消防署内で火災や救助を伴う救急事案、重篤な救急事案が発生した際には、署員全員が出

動し清水署は無人となります。非番の班員、公休の班員が到着するのに、私の経験から最低でも約50分かかると思われます。これは防犯対策にも問題があると感じます。

清水支団の消防団の方々からも、配置人員を増やすべきではないか等の意見も伺っております。議員の中におきましても、岡議長をはじめ数名の方々からも何度か質問があったように伺っていますが、町長のお考えをお伺いして、壇上での私の質問を終わります。御答弁よろしくお願いします。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

佐曾議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

清水消防署の建て替え時期についてでございますが、現在の清水消防署庁舎は昭和62年10月に開署し、以来39年が経過いたしております。佐曾議員御指摘いただきましたように老朽化が進み、一部雨漏りも発生しており、部分改修等でこれまで対応してきているところであります。

先ほど言われました、この仮眠室の個室化や女性職員用の施設等も整備されていないこともあり、現時点では建て替えの時期などについては決定しておりませんが、今後、計画的に進めてまいりたいと考えております。また、場所の候補地につきましては、清水管内の地域性や地理的状況等から、現在の消防署所在地と同様、清水地域が適切と考えております。

続きまして、清水消防署の人員配置についてでございますが、現在、署長を含め16名の消防職員を配置し、1班5名の3部体制で消防業務を遂行しております。救急増員時や火災時においては、当務隊全員で対応することから、休日や夜間等無人となる時間がありまして、その際には非番、公休者を招集し対応している状況にありますが、その間の防犯対策といたしましては、防犯カメラによる監視となります。限られた人員の中ではありますけれども、今後、清水消防署の増員も視野に入れ人員配置を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

再質問をさせていただきます。

先ほど町長の答弁において、清水消防署の新築・移転については早期に取り組む課題であると認識を共有いたしましたので、本年度より段階的に取り組んでいただくようよろしくお願いします。

次に、消防長にお伺いいたします。有田川町消防本部の国の消防力の整備指針の算定では94人、条例定数は71人、実質数68名と昨年の3月議会において消防長が

答弁しておられますが、間違いありませんか。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

昨年、国の消防施設整備計画実態調査により、当消防本部の消防力の整備指針に基づく消防職員算定数は95人です。条例定数は71人、また実員につきましては、本年1月に中途離職者が1名ございましたので実員67名でございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

令和8年度の新規採用予定者は決定しておりますか。おりましたら人数をお聞かせください。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和8年度の新規採用の予定者につきましては2名でございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

令和8年度の消防職員のOBとなられる会計年度の採用予定人数は何名ですか。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

令和8年度の会計年度採用予定者につきましても2名になっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

職員の人員数67名、これは中途退職者ということでございますが、また新規採用者の2名にあっては、消防学校等に入校が予定されると思いますので、4月からの班員数を増やす、これは消防署全体の問題ですけれども、職員を増やすということは困難

と思われます。

そこで提案なんです、清水消防署の新築・移転につきましても、今年からかかっていただくことにおきましても1年、もしくは2年かかると思います。その間、OBの会計年度の職員を1名程度、清水消防署のほうに派遣いたしまして、防犯的な対策を少しでも講じるということは可能ですか。

○議長（岡 省吾）

消防長、岩井伸幸君。

○消防長（岩井伸幸）

佐曾議員の再質問にお答えさせていただきます。

人員配置に関する御提案、ありがとうございます。現状におきまして、会計年度任用職員の清水消防署への配置は難しいと考えております。ただ、議員の御意見も取り入れながら、今後は人員配置を再考していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

3番、佐曾永和君。

○3番（佐曾永和）

少しでも可能性があるのであれば、たとえ会計年度の職員であれば勤務日数の制限もあると思いますけども、少しでも防犯的な対策に充てていただくよう御努力お願いいたします。

私は、消防業務とはマンパワーが必要な職種だと思っています。一たび災害が発生すると、投入する人員の数により被害の軽減が図られると思います。先日、常任委員会の方々と消防本部を視察させていただき、国から配備された拠点機能形成車は、機能性は大変優れた車両であります、あの車両を災害現場に出動するとなると、もう一台の車両が必要になってくるという説明を班員の方から受けました。よって、最低5名が現場派遣という形になるかと思いますが、先ほど消防長から職員の実員数が67名とのことでしたので、残った職員は62名となり、災害現場に出動された職員の方も大変な御苦労でございますが、残った職員の方の御負担も計り知れません。

国の消防力の整備指針の95名とは言いませんが、最低でも条例定数の71名を早期に実現していただくよう、町長及び執行部にお願い申し上げます。町長のお考えは。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

また状況も十分把握をしながら、担当部の総務とか、そして消防署長とも検討しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

3 番、佐曾永和君。

○3 番（佐曾永和）

御答弁ありがとうございます。

今現在、女性の消防職員が1名採用されていますが、今後、この女性の方も結婚され、出産もされ、そういった中で、また今、父親の育児休暇というのでも取得が可能になっております。その中で、急遽職員の欠員が出るということも考えられますので、どうかできるだけ早い段階での増員を検討していただいて、私の一般質問とします。ありがとうございました。

○議長（岡 省吾）

以上で、佐曾永和君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

休憩 14時16分

再開 14時30分

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（岡 省吾）

再開いたします。

……………通告順7番 5番（栗山昌之）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、5番、栗山昌之君の一般質問を許可いたします。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式であります。

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

議長の許可を得ましたので、5番、栗山、通告に基づいて質問させていただきます。

通告で、令和8年度から実施されるこども誰でも通園制度の町単独での追加保育の考えはということで書かせていただいております。

実は令和6年6月13日の一般質問で、こども誰でも通園制度は、こども家庭庁が考えている、親が就労しなくても子供を保育所などに預けることができる新たな制度です。現状の保育体制で子供の出生を控えるなどの家庭計画を考えている家庭があるということで、本町の方針としてどう考えるのか。令和8年度から全国で実施される予定があるが、本町の対応準備はできているのかということで質問させていただきます。

それで、令和8年度から実施されることになると思うが、どのような対応をするのかお答えいただきたい。まず、国の制度にどれだけの町単独の事業を付加していくのかをお示してください。

次に、通告では、ユーチューブで町内外に拡散している2018年9月の災害に係

る国庫補助金の支払いの顛末についてということで書かせていただいております。

最近、町内外で流出しているユーチューブで、２０１８年９月の災害に係る国の補助金に対する立替金として養鶏会社に対し支払った約３，０００万円について、一体どのような経過や対応がなされたのか、町民に対して詳しく説明をお願いしたいということです。ユーチューブでは、月額２，０００円の返済がなされているようだが、真偽のほどはいかがか。町民に対して詳しい説明をお願いして、壇上の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

１点目の令和８年度から実施されることも誰でも通園制度の町単独での追加保育の考えでございますが、教育長に答弁をさせたいと思います。

２点目のユーチューブで町内外に拡散している２０１８年９月の災害に係る国庫補助金の支払いの顛末についてでございますが、平成３０年に接近した台風２１号により、本町においても農業施設をはじめ多くの農業者が甚大な被害を受けました。このため、国の制度である被災農業者向け経営体育成支援事業を活用し、町を事業実施主体として町内約９０の農業者・事業者が施設復旧に取り組んできたところでございます。

御質問の当該養鶏組合につきましても、町の補助金等交付規則などにに基づき、事業完了後に町が検査を実施し、令和元年６月に助成金を支払っております。その後、同組合は同年１２月に事実上の経営破綻となりました。本事業の実施要綱では、成果目標として被災農業者の農業経営の維持が求められております。農林水産省にも確認したところ、事業実施年度内に経営継続ができなくなった場合には、要綱の要件を満たさないこととなり、その結果、国庫補助金の交付を受けることができなかったものでございます。これは、事業完了後に生じた経営上の事情によるものであります。このため、町からは組合代表理事に対し助成金交付決定の取消し及び返還請求を行っております。

なお、町から事業者への助成金の支払いについては、町の補助金等交付規則に基づき、実績報告、必要な検査、交付額の確定及び決算を経て歳出予算の範囲内で支払っております。その後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、町内の事業が全て完了した後に町が取りまとめて国へ実績報告を行い、国による額の確定を受けて国庫補助金が交付される仕組みとなっております。このため、町から事業者への助成金の支払い時期と国庫補助金が町に交付される時期には差が生じていますが、これは法律及び補助金等交付規則に基づくものであり、適正に執行されているものと認識しております。

現在、当該組合からは債務承認に基づき毎月2,000円の返済が行われておりますが、分納誓約によるものではなく、町からはその都度増額を要請しているところです。町といたしましては、今後も債権管理を行いながら、引き続き顧問弁護士とも相談しつつ、返還に向けた対応を継続してまいります。

また、本件に係る返還金につきましては、毎年度の決算審査等を経て決算資料により公表されているところであります。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

栗山議員の御質問にお答えいたします。

令和8年度から実施されるこども誰でも通園制度は、生後6か月から3歳未満のお子様が保育の必要性に関係なく、規定された時間内で保育を利用できる制度で、本町といたしましては実施前にニーズを把握し、それに対応した制度設計をしてございます。子育て支援は、子供と保護者に必要な支援を行うことであると同時に、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを基本理念としております。そのため、家庭で子供を育てることの重要性を大切にしつつ、保育を必要とする家庭には確実に保育を提供できるよう今後も取り組んでまいります。こども誰でも通園制度の町独自の追加保育につきましては、まず第1に、保育を必要とする家庭に確実に保育を提供できるよう整備した上で、今後研究してまいります。

なお、本町では、子育て支援センターにおきまして保育を受けることが一時的に、または緊急的に困難となった場合には、児童を預かる一時預かり事業や子育て中の親子の交流の場の提供、また子育てに関する相談等を行っておりますので、併せて御利用いただければと考えてございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

通告どおり、こども誰でも通園制度の話からさせていただきたいなと思っております。

令和6年度から2年たちましたが、当時、保育士の不足というのは恐らくなるだろうというようなことから、足りない部分というのが出てきたらどない対応していくんよということでお示し願いたいということ言うてたと思うんですけども、例えば1つとして、奨学金を今の学生に出して、その奨学金を5年間、有田川町へ就職して保育士で頑張ってくれるんやったら無償にしますよとかというようなことを考えたりとかで、口は悪いんですけど、青田刈りというような状況で保育士を確保してはどうや

ろかということの提案もさせていただきました。

最終、今、保育士の数は足りてるんかと言うたら、どうなんかということになると思うんですけど、どのような施策で保育士の数を確保するかというのを考えられたかというのをお答えいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、保育士の不足につきましては、これまでも継続的に増員に努めてまいりましたが、現時点において十分に確保できているとは言えない状況でございます。

これまで保育科のある大学との連携をはじめといたしまして、町ホームページや町内各字への求人案内、また実習生への積極的な声かけ、さらには保育現場の魅力を知っていただくための出前授業、また職場体験の受入れなど、様々な取組を教育委員会としてはいたしております。これらは一定の効果を上げてはおるものの、職員の定年前の離職等もございまして、結果として人員の増加にはつながりにくい状況となっております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

だから人数が足りなくなるん違いますか、だから今までの方法だけじゃなくて特別なこと、先ほど私が言いましたのが一番いいとは思いませんけども、そのほかのことで何かやってられたのか、それで足りんかったらどう確保するかというようなことを考えられていたのかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

お答えさせていただきます。

今説明させていただいたことが全てで、それ以上のことは行っておりません。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

国が2年後からこども誰でも通園制度というのを始めますよと。その内容というのは、当時はまだ細かくは出てなかったと思いますが、今、分かっているところでは、通常、保育を必要としない人でも1か月10時間以内だったら預かれるということで、

それに対応されるように頑張ってくれてると思うのですが、国の制度以上に何か付加するというようなことを考えてくれているのかなというのをお聞きしたいと思います。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

先ほど教育長の答弁にもございましたとおり、町独自の追加保育につきましては、まず第1に、保育を必要とする家庭に確実に保育を提供できるよう整備させていただきたいと考えておりますので、それ以後につきましては今後研究させていただきたいと思います。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

同僚議員で先に椿原議員が質問された藤並保育所で何人入園希望がおって、何人入りますのよということで370人希望して320人、だから50人入園できないというようなことで別の園へというようなお話がありました。

それとか、あと育休退園が20名ありましたというようなお話とかというのを聞かせていただきました。そういうことも踏まえて、もう有田川町って子供を産んで育て立派にやっていけるよというような町にしていってほしいのに、まだここかいというような気になるんですよ。だから、プラスアルファでどれでできるんかというのが大事なことやと思うんです。

だから壇上でも言わせてもらいましたが、全員、もう保育、どんな子でもおいでよ、ただ料金とかそういうのは別にして、そういうことの体制は整えてるでというような状況の町であってほしいというのが私の願いであり、一気にそこまで行かなくても、育休退園というのがないようにする、待機児童というのをないようにする、まだ余裕あるから見てほしい人はどうぞというような状況にまで、この2年間で持っていってくれてるのかなというように思ってたんですけども、どうもそうではないような気がするので、もう少し真剣に有田川町の町民のことを考えていただきたいと思っております。

なぜこういう質問になってくるかというと、実は1人子供さんがおられて、もう一人子供を産みたいという計画をしてたけども、どうやらまた育休になったら退園させられる、そういうようなことで育休に入ったら、今まで見てもらってた子供も見てもらえない、それが育休退園なんですけども、そういうような話とか、お母さんに物すごく負担がかかっていくというような状況やから、これは2人目、なかなか生まれへんぞ、家族計画を考えないといけないなという声を、1人だけじゃなくて多く聞いております。

この有田川町というのは、誰もが住んでよかった、そういうような話で子供を産み

育てるということをちゅうちょするようなことがあったらあかんと思うんですよ。だから、そういうようなしがらみというんですか、抵抗になってある部分というのは取り除くというのは一体どうしたらいいんかというのは十分考えてくれてるのかなと思うんです。子供を産み育てていくというのは、町長の先ほどのお話しの中にもありましたけども、それは推進していくというようにおっしゃっていただいていると思うので、そこで頭を取ってしまうような、せっかくの芽を摘んでしまうというようなことがあってはならないと思うんですよ。だから、その辺のことをどういうように進めていきたいか、今後、令和8年度は別にして、令和9年度、令和10年度、もう育児退園はゼロにしますよ、そういうように頑張りますよとかというようなことなのか、その辺のところをどういうように考えていくかというのを教育長、お考えがありましたらお示しいただきたいと思うんですけども。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えいたします。

今、栗山議員御指摘の点につきましては、教育委員会の職員が日々頑張っており、取り組んでおるところでございますが、保育士の確保というのは、希望していただかなくなかなか有田川町へ来ていただけないという問題がありまして、提案されたように新たな採用の仕方というのもあるかと思っております。ただそこまでは至っておりません。

午前中の答弁でもございましたけれども、育児退園の解消に向けて努力というのは精いっぱい努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

もう大至急、それに向かって進めていってほしいと思います。はっきり言うたら、令和6年から2年間たってんねんで。何してんねんということを言いたいぐらいなんです、だから少なくともここから2年間の間には、もう育児退園はなし、待機児童なしというぐらいの状況で、その後、預かってほしいって思う人があれば見れるというような体制を考えていってほしいなと思っております。

それで、もし全員を保育する、幼稚園へ子供を行かせたいよとか、いやもううちは子供を預けないで、じいちゃん、ばあちゃんもおるから家で見ますよというような話は別にして、多少あるかも分かりませんが、それは別にして、全員保育するよというようになったらどれぐらいの経費がかかるんかというのは試算していただいてますでしょうか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

栗山議員の再質問にお答えをいたします。

今、議員おっしゃっていただきました保育を必要とするか否かによらず、ゼロから5歳の未就学児を対象に全部の子供さんを保育園でお預かりした場合としての仮定となりますので、数字のほうはおおよそなものになります。

まず、新しい保育施設の建設が必要となってきます。その場合、このたび4月より開園いたします新金屋第一こども園規模のこども園を2か所建設する必要があると考えられます。その場合、用地費を含めまして数十億円程度の費用が見込まれます。加えて、保育士は追加で70名以上が必要となります。経費のほうは人件費、また光熱費等で年間6億円以上がかかると試算されます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

今、聞かせていただいた金額というのは膨大な数字になると思うんですけども、少なくとも人件費というのはどうやんのかなと思います。だから、今でもきりきりの状況で保育を進められていると思うんですけども、もう少し余裕を持って安心して預けられるような保育ができるように、保育士さんの数を増やして行ってほしいなというように思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

今の試算でもすごい金額になってございます。教育委員会といたしましては、引き続き増員に向けて取組を進めたいということ。それから採用につきましては、町の計画もございまして、そこらと整合性を取りながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

それと系統が変わってくるんですけども長期総合計画、これ56ページ、施策の6、「子どもを産み育てやすい環境づくり」というのがありますけども、町民が子供を産むのにちゅうちょしているということはあってはならないと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。これは町長。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

議員おっしゃるように、それはもうそうだと思います。ちゅうちょするようなことがあってはならないものと考えております。同様の認識でもあります。

そこで、子育て支援政策は私も充実をしていきたいと思っておりますが、その必要性とか事業規模とか、先ほど言われましたような費用対効果だとか考えながら、また進めてまいりたいと思っております。いずれにしても、今後とも安心して子どもを産み育てていただける環境づくりを充実していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

新しい長期総合計画ではどないなるのでしょうか。いろいろと来年は改定の年になっていると思うんですけども、何か素案があるのでしょうか。これ企画調整課長、もし素案があればお答えいただきたいんですけども。

○議長（岡 省吾）

企画調整課長、寺杣真英君。

○企画調整課長（寺杣真英）

再質問にお答えさせていただきます。

現時点では、改定に向けての準備段階でございまして、素案についてはまだございません。案につきましては、原課から上げていただいて、企画調整課のほうで調整して長期総合計画についてはつくり上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

長期総合計画について、原課から上げていただく、もちろんそれは一番大事な話やと思うんですけども、それを委員にこんなん出てきましたよということでばっと見せて、どうですか、いいですかって言うのではなくて、企画調整課の中でこれはどうやろ、ああだろう、これがいいけども、ここは問題ありやとかというようなことをしっかりもんでいていただきたいんで、その辺をしっかりと調整していただきたい。企画調整になっていますので、そういう課だと思います。

県の企画ということで、昔、僅かに在籍したことあるんですけども、車のヘッドライトです。前を照らしてよう目を光らかにして、もしくは機関車やと。あの場合は県だったんですけど、今回の場合やったら町を全部引っ張っていくのは私らやという考え

の下で、しっかりとプランを練っていつていただきたいと思います。今のところプランができていないと思うんですけども、次期長期総合計画のときにはしっかりしたプランをきちっと出していつていただけるようお願いしたいと思います。

教育のほうで将来的な話、お金はかかりますけども、有田川町って子供を皆見てくれるでというような町で、人が来る、子供を産むのを控えるということのないようなところの町にしていつていただきたいと思います。その辺もう一つ心がけというんですか、心構えというのをおっしゃっていただけたらと思うんですが、どちらでも結構です。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

お答えさせていただきます。

栗山議員の御指摘のとおり、ほかの町からうちで住みたいと言いつていただけるような教育行政を進めてまいりたいと思います。課題は山積しておりますので、一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

ありがとうございます。それを徹底して、子供のことで、子供は宝やというのを町では考えてあるということから、そういうことの中でずっと進めていつていただきたいと思います。しっかりとプランを練って、その都度議会に相談していただくというのも結構ですし、そういう中で私らで意見を述べたほうがいいところがあれば、それはそれで意見させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ユーチューブの話です。

これ半分、パンドラの箱を開けたかなという思いで質問をさせていただいているんですけども、一応国の規則とか要綱とかそういうのがあって、その指導の下、町の補助金の要綱、町の場合は助成金の要綱というのをつくつていただいていると思うんですけども、確かにそのルールどおりやってたんですけども、業者が破綻して、その半年というような状況の中で南部長と話し合つてる中では、要綱のエアポケットへ落ち込んでしもたなというようなお話もさせていただいたんですけども、結局は我々が町として助成金を出していく場合の財源としては、国からこれだけ来るよという裏打ちがあつて初めて助成していくというような格好になると思うんですよ。

町単独での助成金というのは、こういうように国に縛られたような状況ではないと思うんですけども、それで町長おっしゃったように規定どおりどんどんどん進めていけば払うんは当たり前やし、国からは、今、事業形態が継続されてないから補助

金というのは駄目よというようなことで、その分が宙に浮いてしまったと。だから一般財源、町民のお金から払ったような形になってるとというのが現実だと思います。

町民の方は非常に分かりにくいと思うんですけども、言うならば、お金をあげるから助成してねということと言ったけど、途中でもう会社破綻したからこれはあげませんということではしごを外されたような状況ではないかなと思うんですけども、それだからそれでいいのではなくて、その今支払われてるお金というのは、町民の一般財源ということは我々の税金が約3,000万円使われているというような状況だと思います。お話の中ではお金、誰が責任持つんよというような状況に皆が思っていると思います、ユーチューブの中で見てみますと。

そういうこともあると思うんですけども、1つ質問をしたいのは、その後、今度またこういうような災害が起きて、今はまだその要綱というのは生きていますので、その同じような状況、途中で破綻する企業が助成金をくださいというような状況が生まれた場合、どうすんのかなと思います。だから、要綱というのはそういうことのエアポケットというように言いましたけども、それがないようにするにはどうしたらいいのかというのは、要綱の改定とかというのは考えてられるんですか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の要綱の策定につきましては、国の定める要綱、制度との整合性を保つということが必要になってくると考えております。各事業、制度の内容を精査しながら、制度の範囲内で町の要綱等を定める必要があろうかと考えております。

今回の事業につきましては、大規模災害で被災を受けた農業者さんが、そういった体力の弱った農業者さんを緊急的に復旧に向けた補助をしましょうという事業でございます。融資も受けて復旧された農業者の方もたくさんおられました。なので、そういったところを勘案しながら、要綱づくりというのはしなくてはいけないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

そういう支援というんですか、それはやめとけよというのではなくて、今回陥ったような、エアポケットのような、言うたらこれだけ国が出しますからというような状況の中で助成金を払っておいて、破綻したからもう駄目よという、さっきも言いましたけど、はしごを外されたような状況というのはないように何か考えていただく必要があると思うんですよ。だから次にまた同じようなことがあったら、もうしゃれにも

ならんと思うんで、その辺は十分やっていっていただきたいと思うんですよ。

恐らく町がお金を支払って、国から来るまでの間、来たからそれでいいという話ではないんだけど、うまく運営ができてるのかというようなことを確かめていくということは町として必要になってくるのではないかなと思うので、その辺のところをしっかりと対策を講じていただきたいと思うんですけども何か、もう過ぎた話やし、今後どない出るかは分からんので、どない思てるというような話ではなしに、しっかり考えていっていただきたいと思います。

それと、町民の方があのユーチューブを見てどない思てるかというたら、国からお金が来なかったのが助成金を出したところまではいいにしても、そのお金が来なかった分は一般財源で埋め合わせて、それで終わりかいというように、それはどうよという感覚になってると思うんですよ。だからその辺のところはいかがでございましょうか。町長。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

手続上は、先ほどから以下のようなお話でございます。それで2, 0 0 0円納付ということに現在ではなっているんですけども、ここは町のほうでこндаけしてくださいよという話ではなくて、その当該事業者から任意に支払われているという状況でもありますので、そこはまた今後ともきっちりどうしてくれるのか、また対策を取ってまいりたいと思ってございます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

5番、栗山昌之君。

○5番（栗山昌之）

それで対策なんですけども、あのユーチューブの中で債務者、結局は養鶏業者のほうから月額2, 0 0 0円の支払いを受けているというようになってるんですけども、その2, 0 0 0円という額、どういうように決定されたんですか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

養鶏組合に対しまして、返還請求のほうを実施しております。その中で、町としましても早急な返還ということでお話のほうを進めさせていただいております。その中で相手方が払える額として、その金額を提示したものでございます。

町としましては、早期の完済に向けて都度都度増額のほうを申しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

これは普通の債権という形になると思うんですよ。町が預かって、借金をまだ返してもうてない額がこれだけありますよというのが約 3, 0 0 0 万円ということでなってるんですけども、その債権に対しては利子というのはどうなんですかね。普通、住民税とか税金、固定資産税とか遅れたら延滞金ということで利子がついていくと思うんですけども、それは一体どのようなになってますでしょうか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

利息につきましては、年 1 0 . 9 5 % の加算金が発生しております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

そしたら現在、利息分というのは幾らぐらいになってるんですか。元金というのは減ってるんですか、その辺お答えいただけますか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

申し上げます。

現在の加算分につきましては 2, 5 1 0 万円となっております。現在までに返済されている分は 1 1 万 4, 0 0 0 円となっております、元本からその分は引いております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

そしたら、こっち側でいうと債権ですけども、それが膨れ上がってあると。こんなずっとそのまま経過やって減ること絶対ないじゃないですか。それどうしたらいいのかなというので、何で 2, 0 0 0 円という低額で追いつかへんのにその額になってるのかなと思うんですけども、今まで増額とかそういうのはされてこなかったんですか。

○議長（岡 省吾）

産業振興部長、南長寿君。

○産業振興部長（南 長寿）

今回、国の国庫が入らなかったという要因につきましては養鶏組合でございます。
町としましては、被害を被っていると認識しておるんですけども、町としましては精
いっぱい回収するというのが責務と考えております。当然、都度都度会うときには増
額ということで業者のほうには伝えております。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

少なくとも延滞金利息で膨れ上がっていくということはあつてはならないと思うん
ですよ。こんなまあ言うたら、お金ありまっせ、お金ありまっせってどんどんどん
膨れていく、それどうよ。結局は町民へのツケが増えてるというような状況になる
のと一緒なんで、その辺また何か手段を講じていていただきたいと思うんですけど
も、これ恐らく町の弁護士さんが入ってお話しされていると思うんですけども、その
対応は適切やったんかどうかというのをお聞きしたいんですけども、

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今、議員おっしゃっていただきましたように、ずっと顧問弁護士さんとも相談を行
いながら対応をしてきたところでございます。そこで債権の回収につきましては、養
鶏組合が保有する財産を対象として行うということになるんですけども、提訴に当
たっては裁判に要する費用と回収が見込まれる財産の状況を総合的に勘案する必要が
あるなという御指導もいただいてまいりました。

それでほかにもいろいろと対応をやろうとしたんですけども、養鶏組合が所有し
ていた不動産につきましては、既に金融機関等によって差押えもされている状況でも
ありまして、こうした状況を踏まえますと、また組合において新たに回収可能な資産
が存在する可能性は極めて低いというところでございました。

このようなことの中なんですけれども、町といたしましては、その弁護士さんの意
見も参考にしながら、今後とも回収の可能性や、それから費用対効果も含めて検討を
行って、これから事業者さんに対して指導も行いながら、また返納のほうも要請して
まいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

5 番、栗山昌之君。

○5 番（栗山昌之）

弁護士さん、一体どういう考え方をされてたのかなと思うんですよ。というのは、
安易に考えたら、歳入欠陥やから一般財源から補填したらいいんちゃう、そういう決

算だけ済めばそれで通ってしまうよというような、安易な考え方をしてたんじゃないんですかねというのが一番思うことで、ほんまに最良の方法だったんかというのをもう一度検証していつていただきたいなと思います。

それとこのお金を回収するのには一体どうしたらいいんかというのをしっかり考えていつてほしいと思います。もう今までいうたら5,000万円に膨れ上がっているという状況になりますので、これをそのままほっといて2,000円ずついただいてというのをずっと続けるというのは愚の骨頂やと思いますので、その辺しっかり至急考えていつていただきたいと思います。でないと、何か町民がばかにされているような気がしてしょうがないんですよ。

助成するというのは、町のルールで助成やけども、それには国から入るよという裏づけがあって初めて助成がいくんやから、その裏づけが切れたらどないなるんかというのは、それも考えておいていただきたいし、それでユーチューブの中では、ひどい話では当時、前中山町長と前坂頭副町長で一旦払えよと。あんたらが2,000円ずつ補填してもらったらいんちゃうんかいというようなことも出てましたけども、そういうところまでしてくださいというには思いせんけども、何らかこれを解消する方法というのをしっかり考えてもらわないと、ずっと負債を増やしていくというような状況になると思うんで、しっかり検討していつていただきたいと思うんですけども。

今すぐ答えを出してくださいと言っても無理だと思いますので、私が質問するか誰が質問するかは分かりませんけども、6月の議会のときに何らかの答えを、こんなん考えてるんやよとかいうのを示していただきたいと思います。もっと長くしようと思ったんですけども、早く終われということもありますので、これで質問を終了させていただきます。

○議長（岡 省吾）

以上で、5番、栗山昌之君の一般質問を終わります。

……………通告順7番 13番（増谷 憲）……………

○議長（岡 省吾）

続いて、13番、増谷憲君の一般質問を許可いたします。

増谷憲君の質問は、一問一答形式であります。

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私は、今回も町民の皆さんの御支援で今期一般質問をできることをまずうれしく思い、この4年間、一生懸命頑張っていく姿勢です。どうか皆さん、よろしく願い申し上げます。

さて、午前中から今期の皆さんの質問で子育て支援の質問が結構あったと思うんで

す。この子育て支援の中で保育所の問題が取り上げられておりました。特に保育士を今確保するのが大変難しくなっているという質問のやり取りもありました。それで、私は町執行部が今回初めて奨学資金をもらっている学生さんが、今後卒業して大学・専門学校等を出まして30歳までで5年間、最大54万円の奨学金の返済に対する助成制度ができました。この制度ができたということは、今後、保育士を確保していく上でも大きな援護になっていくのではないかと、私はそういう気持ちも持っておりますし、子育て支援を一步でも二歩でも前へ進めるためには、私は町執行部とともに頑張っていく姿勢であることをまず申し上げたいと思います。

さて、私は今回、3つの質問を通告させていただいております。

まず第1は、町長が変わったということで、町長の基本姿勢について問わなければならない、このように思っております。それで、まず町長の基本的な姿勢について伺っていききたいと思います。

まず、この基本的な姿勢の問題であります。憲法第15条第2項には、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と明記され、一部の権力者のためではなく、住民のために働くものとされています。これは権力の暴走によって引き起こされ、多くの国民が犠牲となり、国土を荒廃させてきたさきの戦争の反省に立っているからであります。

それで日本国憲法第99条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と明記されています。ですから、全国の自治体でこの義務と責任を自覚させるため、職員を採用したときに、まずこの憲法尊重擁護義務の宣誓をしております。当町では、職員の服務の宣誓に関する条例第2条で、「宣誓書に署名してからでないとは職に就けない」と明記されております。そして、一般職と消防職に分かれて宣誓書があります。これをしなければ仕事に就けないんです。ここが大事なんです。皆さん。

そこで、この憲法尊重擁護義務は、町長にもあることの認識とその立場で今後町政を進めていかれるかどうかお答えいただきたいと思います。これは後ほど選任されるであろう副町長についても同じことが言えると思いますが、お答えください。

次に、憲法に明記されている地方自治についてであります。一定の限定された地域に、国とは別の統治団体の存在を認め、このための自主的・自律的な組織と活動を認めることを意味しています。いわゆる住民自治と団体自治から成っています。住民自治は、地方自治が住民の意思によって行われるという民主主義の基本であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、その団体の意思と責任の下で行われるものであります。

そこで、地方にとって大変大事な地方自治の本旨についての認識はいかがでしょうか、お答えください。

次に、憲法や非核軍備宣言の町として、最近の世界中で起こっている紛争への認識

はどうでしょうか。戦争を起こさない平和な国づくり、まちづくりが必要ではないでしょうか、いかがでしょうか。

次に、この３月議会開会日に町長は所信表明演説を行いました。この中で、町政運営の４点で考えを展開されました。それは、まず持続可能な雇用の創出、第２に職員の情熱を活かす組織再編成、３つ目に職員にやる気を出させる仕組みと述べられておりました。この３点についてのお考えを示していただけますでしょうか、お答えください。

次に第２問、図書館等の施策についてであります。

私はこれまで町内の図書館、ＡＬＥＣ、清水の図書施設を１つにまとめて図書館条例の中に位置づけて総合的に取組を充実させていくべきだと質問をしてきました。このことについては、坂頭町長も御存じだと思います。それで、改めて坂頭町長の図書館等への今後の考え方や取り組んでいく方向をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて議会で否決された指定管理については、指定管理をしたほうがよいというメリットは、開設時間の延長ぐらいしか示されませんでしたから、もう進めないということだと思いますがいかがでしょうか。

次に、文化交流の体制づくりの観点から、図書館の果たす役割は大変大きく、図書館活動を通じてまちづくりをしている自治体もあります。また、住民の知的要求に応え、住民の文化的公助の役割を果たし、町政を支える人材育成にもつながりますから、図書館を核にした文化活動が求められてまいります。それで、これらの活動をしていくためには、町職員と住民がふだんから協議できる体制が必要ではないでしょうか。今ある図書館協議会が唯一それに近いものとなっておりますが、定期開催でなく住民参加が少ないので充実させていくことも大事ではないでしょうか。

さて、次に昨年の議会で図書館基本計画の作成について質問いたしましたが、このことについてのその後の協議したことや進捗状況について御答弁をいただきたいと思います。

さて、最後の質問に当たりますが、各地の風力発電事業についてであります。

各地の大型風力発電事業が、この１０年間で４２０基以上が廃止されました。特に２０２０年度からの５年間に約８割が集中しております。２０００年代に建設が相次ぎ、２０年間の耐用年数と国の固定価格買取制度、いわゆるＦＩＴ制度の期限を同時に迎えたためと指摘されております。

そして、能登半島での大地震でほとんどの風車の再稼働のめどが立たず、そのまま放置されている現状があります。つまり一旦建設されてしまうと、これらの問題で事業者がどのような判断をするかであります。一番心配するのは、引き続き稼働するにしても、元の状態に戻すにしても億単位の整備などが必要になってくることや、今後予想される東南海・南海地震の影響であります。ですから、そのまま放置して撤退する懸念があることであります。既存の事業者は耐用年数やＦＩＴ法の期限後の風車の

対応について明確に示しておりません。そして、自然環境の破壊、災害への不安、F I T への影響などの計り知れない問題があります。

また、風力発電に投資をしている投資家は、利益を確保したら信託銀行などへ売却するのが投資家の目的ですから、地域は振り回されることになりかねません。そこで、坂頭町長になったことで、白馬山系に計画している新規の事業計画と1期の規模拡大の計画についてどのような姿勢なのか伺いたいと思います。有田と日高にまたがる風力発電計画は進んでおりません。住民合意が得られていないのと、自然環境を守る対策が取られないからであります。この業者は2022年、佐賀県唐津市でも計画をしておりましたが、情報開示のまずさや住民説明会での対応のまずさから不信感が高まり、反対が多くなり風力発電から撤退しております。

前町長は、令和6年6月議会一般質問で、住民の反対意見を無視したら絶対あかんと常にさせてもらっていますし、今後もこの方向で行きたいと思いますと答弁され、同年12月議会の一般質問で、「僕自身、あそこにはもうできやんな。」と答弁されております。坂頭町長はどのような姿勢で対応していただけるのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、上六川地内に予定されている風力発電計画であります。直近の状況はどのようなになっているのかお示しいただきたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

増谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の町長の政治姿勢についてでございますが、日本国憲法尊重擁護義務は町長にあることの認識とその立場での実践につきましては、日本国憲法第99条において、「公務員は憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定められていることについて十分認識しており、地方公共団体の長である町長もこの対象であり、憲法の理念と原則を尊重しながら町政運営に当たることは当然の責務であると考えております。

町政運営におきましては、住民福祉の向上を基本として、公平公正な行政の確保、法令遵守の徹底など、憲法を踏まえた行政運営に努めているところであります。

また、2つ目の地方自治の本旨についてでございますけれども、日本国憲法第92条に基づき、地方公共団体の組織及び運営が法律で定められるに当たり、その基本原則として位置づけられているものであります。一般には、地方自治が住民の意思に基づいて行われる住民自治と、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされる団体自治の2つの要素から成るものと理解をしております。

こうした地方自治の本旨を踏まえ、議会との適切な関係の下、住民の意見を尊重しながら今後も住民の信頼に応えるべく、安心安全のまちづくりに取り組んでまいりま

す。

3つ目の憲法や非核宣言の町として、最近の紛争への認識についてでございますけれども、日本国憲法は平和主義を基本理念の1つとして掲げており、非核宣言を行っている本町としましては、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願うところであります。世界各地において、武力紛争や緊張が続いている状況については大変憂慮すべきことであり、尊い人命が失われ、多くの人々が困難な状況に置かれていることに対し、強い心痛を覚えるものであります。

有田川町におきましても、平和の尊さや核兵器のない世界の実現の重要性について、理解を深めるための啓発や教育などを通じて平和の大切さを住民の皆様に伝えていく取組を進めてまいります。

4つ目の所信表明における具体策についてでございますけれども、まず、持続可能な雇用の創出につきましては、基幹産業のミカンや林業に対する様々な支援を充実させ、後継者の育成と新規就農者の受入れ態勢を一層強化してまいります。

また、企業誘致や企業支援につきましても、これまで以上に取り組むことで就労の場を増やし、雇用を生み出すよう取り組みます。これらのことが人口減少に歯止めをかけ、町の活性化につながるものと考えています。

また、職員の情熱を生かす組織再編などについてでございますが、第3次有田川町長期総合計画が現在策定中であり、令和9年度から10年間の基本構想が示され、これに基づく基本計画や実施計画が決定されます。長期総合計画は町の最上位計画であり、この策定においても職員のアイデアや意見を取り入れた計画づくりを進めていくこととしております。

これらにより、職員が各職域で感じる課題やその対策、新しい施策を計画に反映させ、まちづくりの指針となることで、職員の情熱ややる気を生かす風通しのよい組織となっていけばと考えております。その上で、課の設置等の組織再編につきましても検討してまいります。

2点目の図書館等の施策についてでございますが、現在設置している金屋図書館をはじめ地域交流センター図書コーナー、ポップ絵本館、清水図書室の図書施設は、今後も特色を持たせて運営してまいります。指定管理につきましては、令和6年9月議会において否決されましたので、そのような計画はございません。

また、職員と住民のコミュニケーションがとれる体制づくりについてでございますが、図書館・図書施設に限らず役場全体で住民の方々とコミュニケーションが取りやすい窓口対応や各種事業を展開してまいります。図書館基本計画の策定につきましては、図書館協議会で諮りながら考えてまいりたいと思います。

それから、3点目の風力発電事業についてでございますけれども、さきに言われた白馬山系で計画されている風力発電事業は、コスモエコパワー株式会社の「中紀第二ウィンドファーム事業」と大和エネルギー株式会社の「DREAM Wind和

歌山有田川・日高川風力発電事業」の2件であります。いずれも環境影響評価の最終段階である評価書の提出に向けた手続が進められていますが、手続が長期化しており、完了時期は不明との説明を受けております。

これらの事業は、いずれも民間事業であり、関係法令に沿って進められている場合、行政として過度に干渉することは適切ではないと考えておりますが、一方で白馬・護摩壇山山系は、県下有数のブナ林や希少動植物を有する生物多様性の観点から重要な地域であります。再生可能エネルギーの導入は必要ですが、自然環境や生活環境との調和が前提でなければならないものと思っております。

白馬山系の自然環境は、将来にわたり守るべき住民の大切な財産であります。事業者には、前町長と同様に県や専門家の意見を踏まえ、環境影響を最大限回避・低減した事業となるよう、今後とも強く求めてまいりますし、前町長と同様の感覚であります。

それと上六川地内の状況ということでしたので、有田川海南風力発電事業につきましては、平成30年に方法書手続が完了しておりますが、その後に必要となる調査が難航しており、次の段階に進めていないと事業者から説明を受けている状況にあります。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

再度質問させていただきます。

坂頭町長は元行政マンであり、今、憲法の問題を答弁されたのは当然至極の答弁であったということだと思います。もし違う答弁をすれば、いろいろ言いたかったんですけども、再質問することが減ってきて、でも町長、その立場で4年間頑張ってもらわなあかんねんで。それはどうですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

今申し上げた立場を堅持いたしまして頑張ってみりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

私、弁護士会のいろんな資料を調べてみたんです。弁護士会もいろいろあって、いろんなことを出してるのかなと思ったら、案外まともなことを憲法について言ってるんですが、御紹介だけさせていただきたいと思います。

日本弁護士連合会ですけれども、まず、平和的生存権および日本国憲法9条の今日的意義を家訓する宣言、それから95年6月9日に歴史を教訓に平和への決意を新たに
する決議、それから2000年5月30日に戦争決別宣言決議、それから2005年
8月2日に国連創設及び我が国の終戦・被爆60周年に当たり、さらなる国際平和の
構築への貢献を誓約する宣言、それから2025年12月12日に戦争をしない、さ
せない長崎宣言、それから地方自治の充実により地域を再生し、誰もが安心して暮ら
せる社会の実現を求める決議、こういうのが出されておりました、町長、空いてる時
間に1回こういうのをぜひ見ておいていただきたいんですよ。その点どうですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

また、いろいろと御教示いただきましたら勉強してまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

次の2つ目の図書館業務について伺います。

図書館等の施策についてであります、金屋図書館、ALECの図書コーナー、ポ
ッポ絵本館、しみず図書室は特色を持たせた運営をしていくという答弁をいただいた
と思うんですが、具体的などのような特色を持たせるのかということなんですが、そ
の点いかがですか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の再質問にお答えします。

まず、金屋図書館ですが、主に乳幼児から児童向けの資料です。それとまた、重要
な資料も併せ持っております。地域交流センター図書コーナーは、主に一般書と漫画
を、またポッポ絵本館には絵本を、そしてしみず図書室には絵本から一般書まで、全
ての資料を現在開架しておるところです。

今後、現在持たせている特色でよいかどうかにつきましては、図書館協議会の中で
諮ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

2月27日に図書館協議会が開催されていますよね、部長。そこで参考人として来
られた大学の先生が、こう指摘されたと聞きました。ALECは図書館として捉えら

れており、図書館法や社会教育法で言うこととぴったり合致している。まちづくりをしていく上で共通の役割の可能性がある。まず、金屋図書館とALECを図書館法適用の施設の方で考えるべきだと言っているわけです。町長どうですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

地域交流センターは、生活文化情報機能、研修機能、住民活動支援機能など、様々な機能が重なり合って、住民活動や交流の拠点、文化情報の発信拠点、及び生涯学習の拠点として来訪者が気軽に幅広く利用できる施設でございます。その1つとして図書コーナーを設けているところであります。この地域交流センターは補助事業を受けて設置しておりますので、図書館法の適用の施設と方向づけるかどうかにつきましては、今後また検討してまいらなければならないと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

全国的に見ますと、ちょっと見たんですけども、地域交流センター内に図書館を設置している事例があるんですよ、図書館として。図書館を併設することで、資料の提供など住民同士の交流の場によけなっていると言われております。それで、地域交流センター条例の設置には、「生活文化情報機能・町民ギャラリー・研修機能・住民活動支援機能・子ども交流施設・絵本美術館などを備え、町民の活動や交流の拠点及び文化情報の発信拠点として設置する。」となっておりますね。

また、地域交流センター条例施行規則では、事業として生涯学習、地域文化の情報発信に関すること、図書業務に関すること、絵本原画の保管及び展示に関することと明記されております。実際ALECを見ておると、図書館業務が中心になっていると思うんですよ。だからこれは図書館としての私は規定ではないかなと思うんですが、町長の認識はどうですか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

地域交流センターALECは図書コーナーではありますが、いろいろと御提言いただいておりますように、私もずっと利用しやすい施設というものを目指してまいりたいと思っていますので、どうぞ引き続き御教示賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

町長、ですから私はA L E Cだけを言ってるのではなくて、金屋図書館、しみず図書室、A L E Cをトータル的に捉え、図書館法で規定する施策としてサービスを向上させるべきだと言っているわけです。実際、A L E Cは図書館としての機能が中心になっているじゃないですか。今後検討していただけますか、町長。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

そのことも1つに踏まえまして、よりよくA L E Cが活用されますように推進してまいりたいと思っています。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

次に、第3次子ども読書活動推進計画というのもまたやり替えるんですかね。これは図書館基本計画と一体的に考える必要があると、さっきの参考人の方は言っているわけです。ですから、全体を見据えて図書館を中心にした活動を具体化するためにも、図書館基本計画はやっぱり必要なんですよ。最上位の総合計画では具体化されておりませんから、図書館協議会で計画づくりの提案をしていただけるんでしょうか、この点どうですか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の再質問にお答えいたします。

図書館基本計画につきましては、今後、図書館協議会の中で諮って考えてまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

図書館協議会というのは、館長の諮問を受けて開く協議会ですよ、この点確認したいんですけど。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

ということは、図書館館長が協議会へ提案しないと議題にならないですよ。だから図書館長って今誰ですか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

文化情報班、班長が務めております。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

ということは、そちら教育長、部長、もしくは町長なりが、図書館協議会の館長にそういう指示を出して議論できる場をするようにしなさいということをお願いいたしますか。

○議長（岡 省吾）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

今後、教育長とも協議しながら考えてまいります。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

今の答弁は分かりにくいけども、もうちょっと分かりやすく言うてください。

○議長（岡 省吾）

教育長、片嶋博君。

○教育長（片嶋 博）

議員の御指摘の方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡 省吾）

1 3 番、増谷憲君。

○ 1 3 番（増谷 憲）

教育長、もっと図書館基本計画の重要性を認識しておいてください。これは基本ですから。お分かりでしょう、分かっているでしょう。

次に、風力発電の計画について伺っておきたいと思います。

経済産業省もこの風力などを建設する当たって、住民合意を大変重要視しておりますが、前町長もその立場でありました。しかし、現在進められている地域の住民の皆さんは反対をしておりますし、知事にも反対署名を持っていってお渡ししておりますよね。そうなりますと、住民が反対しているのに、当然進められないと思うんですが、

町長どう認識しますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

その署名の件につきましても、私も承知しているところでございます。地域の声を届けていくのが私たちの仕事だと思っておりますので、地域の皆さん方の声をこれまで同様に届けてまいりたいと思います。

○議長（岡 省吾）

13番、増谷憲君。

○13番（増谷 憲）

それからもう一つ、住民合意と併せて林地開発の問題も出てまいります。林地開発の内容が変わりまして、一層難しくなっていると。ですから、今、各地の風力をやるという事業者が困っていて、挙げられない状況になっているというのが現実なんですね。それだけ林地開発を変えていかないと自然が壊されるという立場になっていると思うんですよ。

それで、全国の住民運動で取り組んでいる事例を少し紹介したいと思うんですけども、島根県が大型の風力発電が進んできて、行政と住民とのあつれきが大変多くなってきて、反対運動も物すごく出てきてるんですよ。小さい町なんですけども、島根県の伯耆町は人口約1,000人ぐらいですけども、それから近隣の日野町、それから江府町、この3町が町長が協働して反対の意思表示をしているんです。これは大変大きなことであります。

それから、また町長にお渡しした資料、島根県の吉賀町、町広報でこのウインドファーム事業に対する反対を周知してるんです。そして、去年の6月に吉賀町風力発電事業と地域との調和に関する条例規則をつくっています。これは珍しくて、つまり簡単に申し上げますと、出力10キロワット以上で住宅から1.5キロ以内の地域や文化財周辺、鳥獣保護区、土砂災害特別計画区域などを禁止区域に設定し、土地所有者は事故等の発生を助長したり自然環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該事業区域を使用させないよう努める、こういうことまで地権者に書いてるんです。

発電事業の許可や変更で、許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに、発電設備の設置工事に着手しなかったときは、許可の取消しですと、これもすごいことなんですよ。こういうように新たな風力発電に対する規制が出てきているんですよ。ですから、うちの場合、前の町長もそんなことは言えやん、できんとかいろいろ言うてたけど、こういうように実際やってる町があるわけですよ。だから、先進地事例とは言いませんけど、こういうところなりを学んでいただいて、今の大型風力にはきっぱりと対応していただけるんかどうか、町長、御答弁いただけますか。

○議長（岡 省吾）

町長、坂頭徳彦君。

○町長（坂頭徳彦）

私も先ほど御指摘いただきましたように、林地開発の許可はかなり厳しくなっているというのは聞いてございます。これからもそんなんもありますので、県の皆さんとも協議しながら研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岡 省吾）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

以上で、日程第１、一般質問が全て終了いたしました。

本日の会議はこれで散会いたします。

また、次回の本会議は３月２４日、火曜日、午前９時３０分から開議させていただきます。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

散会 １５時５０分